

平成 24 年度

全国ファミリー・サポート・センター 活動実態調査結果

平成 25 年 3 月

一般財団法人 女性労働協会

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成6年度から事業がスタートし、その後全国に展開されているファミリー・サポート・センター事業であるが、その活動内容や運営上のルールなどは、運営主体である市区町村の方針や、地域の実情などにより、各センターによって様々であることから、実施要綱に基づくだけでなく、その地域性に合った運営支援を行っていくことが肝要である。

よって、全国のファミリー・サポート・センターの相互援助活動の実態や、活動上の運営ルール等の実態や問題点等を把握し、女性労働協会が事業設立当初から実施している「ファミリーサポートネットワーク事業」において、ファミリー・サポート・センターの円滑な運営支援を行うための基礎的資料として活用する。また、この調査結果を広く公開することで、ファミリー・サポート・センター事業を周知することを目的とする。

2. 調査対象

平成23年度までに開設され、「平成23年度子育て支援交付金」を受けているファミリー・サポート・センター669か所を対象とする。

3. 調査方法

以下の手順による通信調査とする。

- (1) 厚生労働省が公開している「23年度交付決定ベース ファミリー・サポート・センター事業実施市区町村一覧」により、調査対象とするファミリー・サポート・センター669か所を把握する
- (2) 各センターへ調査票を郵送し、アドバイザーに記入を依頼する。
- (3) 記入後、(財)女性労働協会へ郵送による返送を依頼する（郵送自計方式）

4. 調査期間

平成24年7月9日 ～ 平成24年8月3日

5. 主な調査項目

- (1) ファミリー・サポート・センターの概要
- (2) ファミリー・サポート・センターの人員体制
- (3) 会員登録時のルール
- (4) 会員情報の管理
- (5) 事前打ち合わせ・活動依頼について
- (6) キャンセル料や報酬の支払いルールについて
- (7) 活動を行う上でのルールについて
- (8) 講習の実施
- (9) 病児・病後児の預かり
- (10) 緊急時（活動中の事故や災害）の対応

- (1 1) ヒヤリ・ハット事例とその対応について
- (1 2) 利用料金の補助
- (1 3) 援助活動を行う上で感じたこと（よかったこと、困ったこと）

6. 集計結果

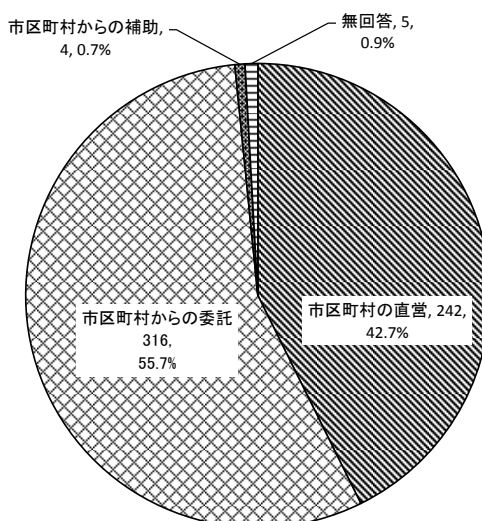
有効回答数/配布数 : 567 センター/669 センター (回収率 84.8%)

Ⅱ. 調査結果

1. センターの概要について

1-1. センターの運営方法

センターの運営方法は、「市区町村からの委託」が316センター（55.7%）と最も多く、「市区町村の直営」が242センター（42.7%）となった。「市区町村からの補助」により運営しているセンターは4センター（0.7%）となっている。



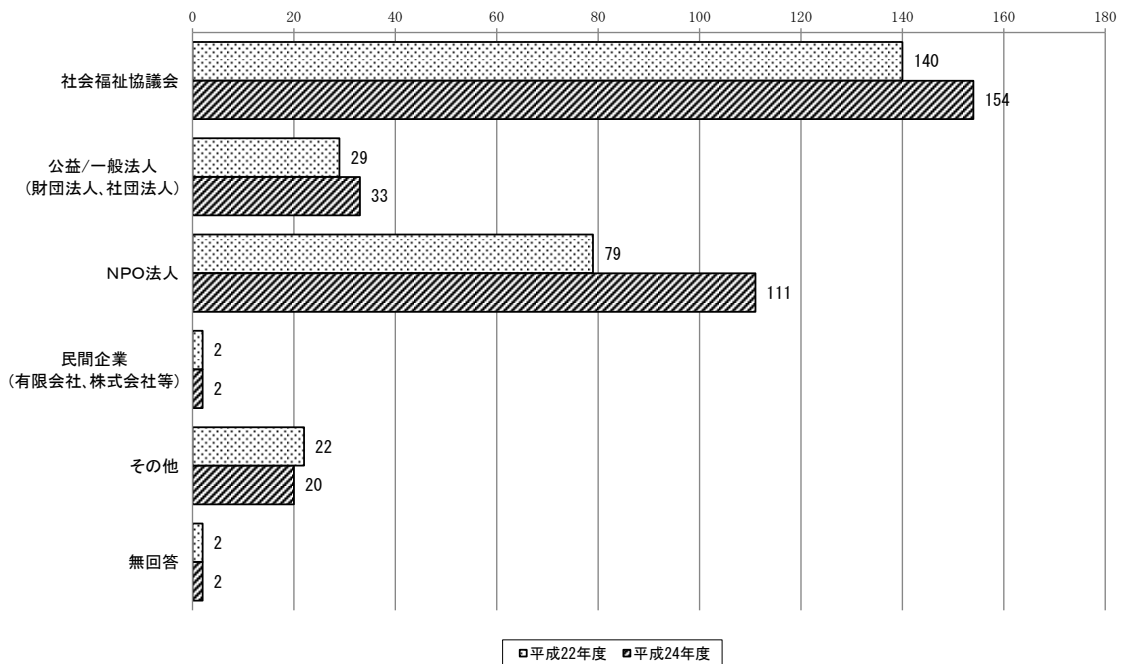
| | 全 体 | 市区町村の直営 | 市区町村からの委託 | 市区町村からの補助 | 無回答 |
|-----|-------|---------|-----------|-----------|-----|
| 件 数 | 567 | 242 | 316 | 4 | 5 |
| % | 100.0 | 42.7 | 55.7 | 0.7 | 0.9 |

図 1-1. センターの運営方法

1-2. センター運営の委託先・補助先

センターの運営を委託または補助をする団体として、「社会福祉協議会」が154センター（48.1%）と最も多く、次いで「NPO 法人」が111センター（34.7%）、「公益/一般法人（財団法人、社団法人）」が33センター（10.3%）となっている。「民間企業」に委託・補助をしているセンターは2センター（0.6%）にとどまっている。

平成 22 年度「全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査」（以下、「平成 22 年度調査」）では、「社会福祉協議会」が140センター（51.3%）、「NPO 法人」が79センター（29.3%）であったことから、ファミリー・サポート・センターを運営する団体として、NPO 法人の割合が高くなってきているといえる。



| | 全 体 | 社会福祉協 議会 | 公益/一般法人(財団 法人、社団法人) | NPO法人 | 民間企業(有限会 社、株式会社等) | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------------|------------------------|-------|----------------------|-----|-----|
| 件 数 | 320 | 154 | 33 | 111 | 2 | 20 | 2 |
| % | 100.0 | 48.1 | 10.3 | 34.7 | 0.6 | 6.3 | 0.6 |

図 1-2. センター運営の委託先・補助先

1-3. 支部の設置状況

支部^{注1}の設置状況については、33センターが設置していた。

注1 政令指定都市については区ごとに1か所、本部の他に支部を設置することができる。ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、規模に関わらず特例として支部を設置することができる。

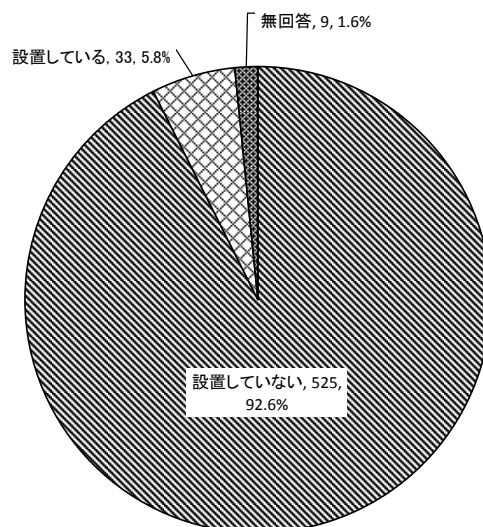


図 1-3. 支部の設置状況

1-4. 会員種別別会員数

本調査に回答を頂いた 567 センターの会員数を合計すると、総勢 436,174 人となり、そのうち提供会員が 92,231 人 (21.1%)、依頼会員が 308,534 人 (70.7%)、両方会員が 35,409 人 (8.1%) となっている。

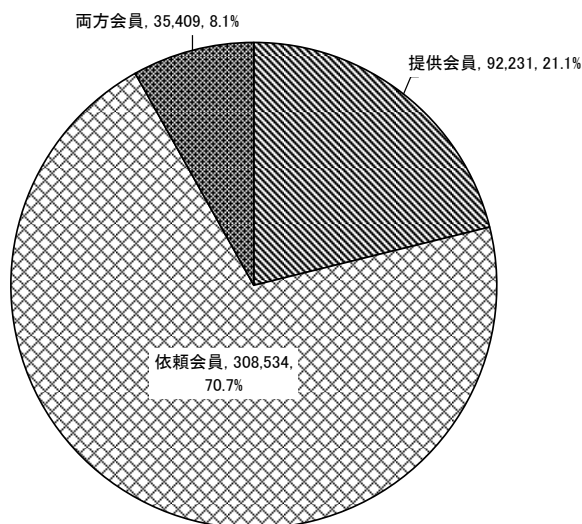


図 1-4. 会員種別別会員数

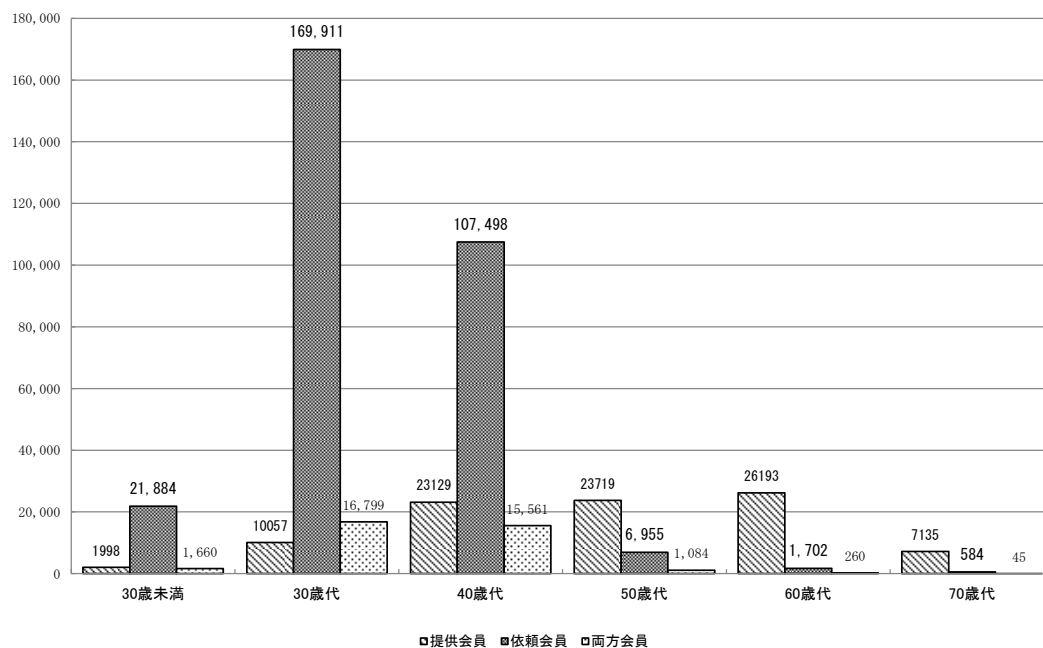
1-5. 年齢別会員種別別会員数

年齢別会員数をみると、提供会員は「60 歳代」が 26,193 人 (28.4%) と最も多く、次いで「50 歳代」が 23,719 人 (25.7%)、「40 歳代」が 23,129 人 (25.1%) となった。

依頼会員は、「30 歳代」が 169,911 (55.1%) と半数を超え最も多く、次いで「40 歳代」が 107,498 人 (34.8%) となっており、30 歳代から 40 歳代の会員がほとんどであった。

両方会員は、「30 歳代」が 16,799 人 (47.4%) と最も多く、次いで「40 歳代」が 15,561 人 (43.9%) となった。

平成 22 年度調査と比較すると、提供会員は 50 歳代の割合がやや減少し、70 歳代の割合が若干増加傾向にある。また依頼会員は、30 歳代の割合がやや減少し、40 歳代、50 歳代の割合がやや増加している。両方会員についても、30 歳代の割合がやや減少し、40 歳代の割合が増加している。どの会員種別においても、活動する年齢層が高くなっていることがうかがえる。



| | 全 体 | 30歳未満 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 |
|------|-------------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 提供会員 | 92,231 100.0% | 1,998 2.2% | 10,057 10.9% | 23,129 25.1% | 23,719 25.7% | 26,193 28.4% | 7,135 7.7% |
| 依頼会員 | 308,534 100.0% | 21,884 7.1% | 169,911 55.1% | 107,498 34.8% | 6,955 2.3% | 1,702 0.6% | 584 0.2% |
| 両方会員 | 35,409 100.0% | 1,660 4.7% | 16,799 47.4% | 15,561 43.9% | 1,084 3.1% | 260 0.7% | 45 0.1% |

図 1-5. 年齢別会員数

1-6. 男性会員数

本調査に回答を頂いた 567 センターのうち、男性会員数を合計すると、総勢 18,473 人となり、そのうち提供会員が 3,908 人 (21.2%)、依頼会員が 14,259 人 (77.2%)、両方会員が 306 人 (1.7%) となっている。

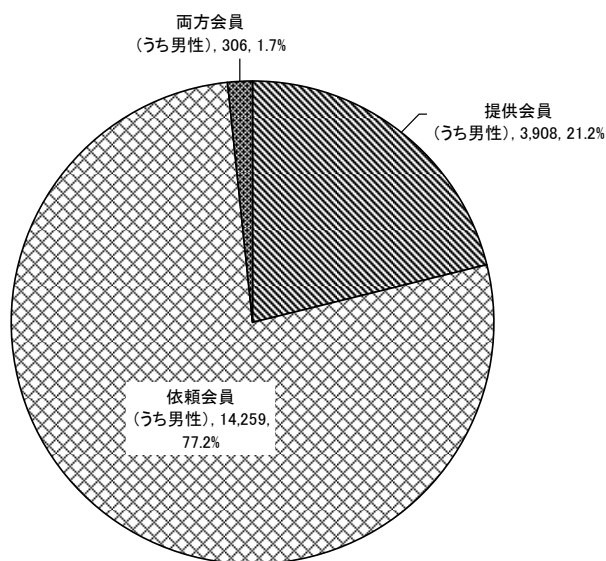


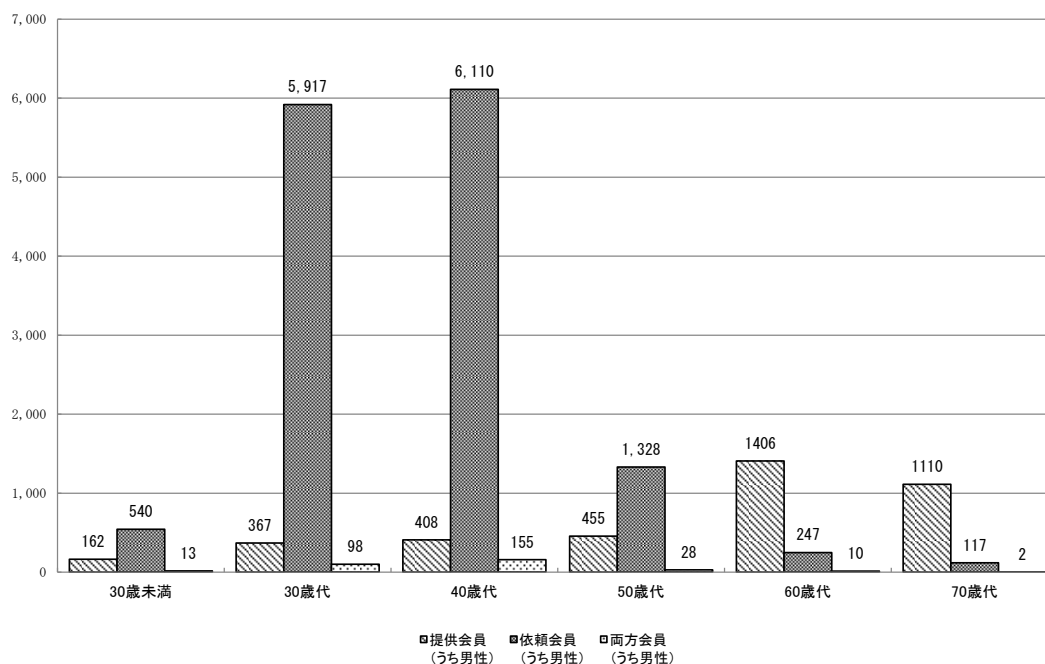
図 1-6. 会員種別別男性会員数

1-7. 年齢別会員種別別男性会員数

男性会員の年齢別会員数をみると、提供会員は「60歳代」が1,406人（36.0%）と最も多く、次いで「70歳代」が1,110人（28.4%）、「50歳代」が455人（11.6%）となった。

依頼会員は、「40歳代」が6,110人（42.9%）と最も多く、次いで「30歳代」が5,917人（41.5%）となり、30歳代から40歳代の会員でほとんどの割合を占めている。

両方会員は、「40歳代」が155人（50.7%）と半数を占め、次いで「30歳代」が98人（32.0%）となった。



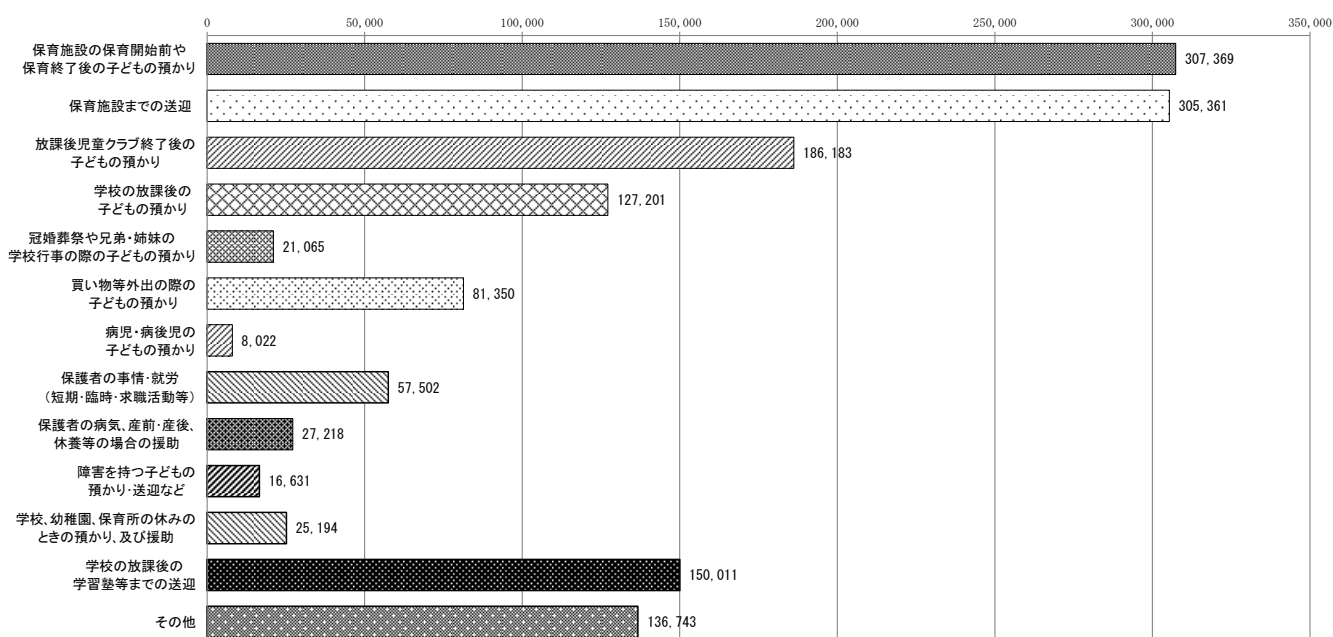
| | 全 体 | 30歳未満 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 |
|----------------|------------------|-------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 提供会員 (うち男性) | 3,908 100.0% | 162 4.1% | 367 9.4% | 408 10.4% | 455 11.6% | 1,406 36.0% | 1,110 28.4% |
| 依頼会員 (うち男性) | 14,259 100.0% | 540 3.8% | 5,917 41.5% | 6,110 42.9% | 1,328 9.3% | 247 1.7% | 117 0.8% |
| 両方会員 (うち男性) | 306 100.0% | 13 4.2% | 98 32.0% | 155 50.7% | 28 9.2% | 10 3.3% | 2 0.7% |

図 1-7. 年齢別男性会員数

1-8. 内容別活動件数

内容別の活動件数をみると、「保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり」が 307,369 件(21.1%)と最も多くなったが、それとほぼ同じ割合で「保育施設までの送迎」が 305,361 件(21.0%)となっている。次いで、「放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり」が 186,183 件(12.8%)、「学校の放課後の学習塾等までの送迎」が 150,011 件(10.3%)となった。

平成 22 年度調査と比較すると、特に「保育施設までの送迎」の割合が高くなっている(平成 22 年度調査結果では 244,987 件(18.6%))。



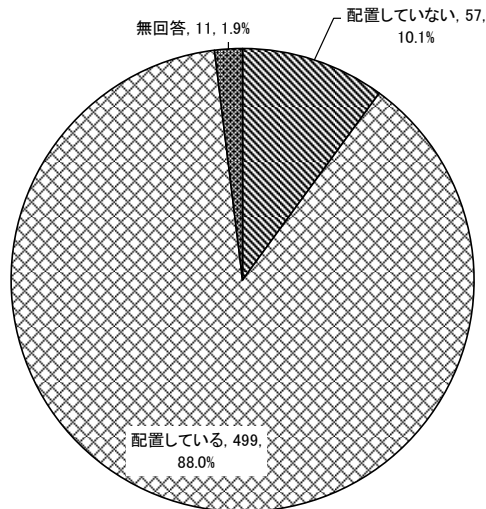
| 活動内容 | 件数 | % |
|---------------------------|-----------|-------|
| 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり | 307,369 | 21.1 |
| 保育施設までの送迎 | 305,361 | 21.0 |
| 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり | 186,183 | 12.8 |
| 学校の放課後の子どもの預かり | 127,201 | 8.7 |
| 冠婚葬祭や兄弟・姉妹の学校行事の際の子どもの預かり | 21,065 | 1.4 |
| 買い物等外出の際の子どもの預かり | 81,350 | 5.6 |
| 病児・病後児の子どもの預かり | 8,022 | 0.6 |
| 保護者の事情・就労(短期・臨時・求職活動等) | 57,502 | 3.9 |
| 保護者の病気、産前・産後、休養等の場合の援助 | 27,218 | 1.9 |
| 障害を持つ子どもの預かり・送迎など | 16,631 | 1.1 |
| 学校、幼稚園、保育所の休みのときの預かり、及び援助 | 25,194 | 1.7 |
| 学校の放課後の学習塾等までの送迎 | 150,011 | 10.3 |
| その他 | 136,743 | 9.4 |
| 合計 | 1,456,004 | 100.0 |

図 1-8. 内容別活動件数

2. センターの人員体制について

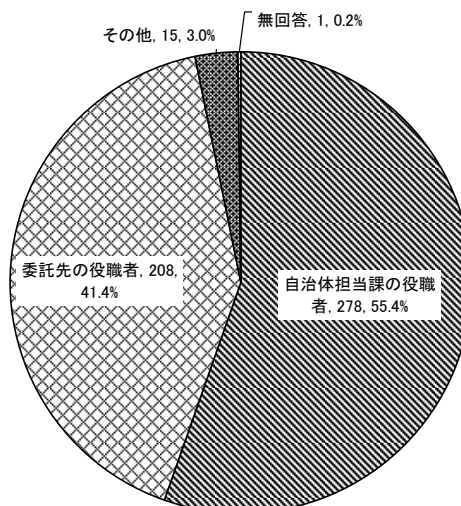
2-1. 運営責任者の設置

ファミリー・サポート・センター事業の運営責任者（事業の実施方針等を最終決定する者）の配置については、「配置している」センターが499センター（88.0%）、「配置していない」センターが57センター（10.1%）であった。運営責任者の役職については、「自治体担当課の役職者」としているのが278センター（55.7%）、「委託先の役職者」としているのが208センター（41.7%）であった。「その他」と回答した15センター（3.0%）の主な回答としては、『市区町村の長』や『自治体の臨時職員』、『アドバイザーの代表』などがあげられた。



| | 全 体 | 配置していない | 配置している | 無回答 |
|-----|-------|---------|--------|-----|
| 件 数 | 567 | 57 | 499 | 11 |
| % | 100.0 | 10.1 | 88.0 | 1.9 |

図 2-1. 運営責任者の配置

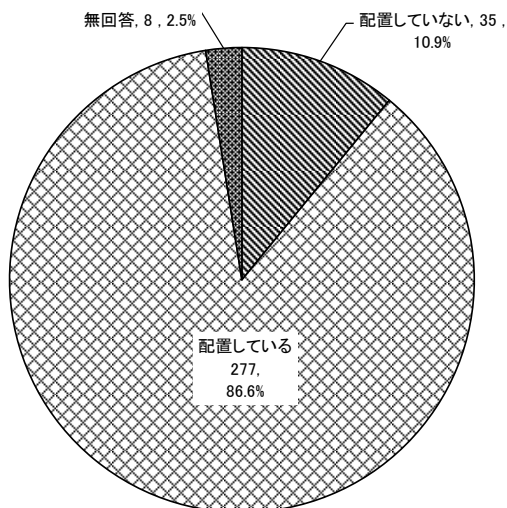


| | 全 体 | 自治体担当課の役職者 | 委託先の役職者 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|------------|---------|-----|-----|
| 件 数 | 499 | 278 | 208 | 15 | 1 |
| % | 100.0 | 55.7 | 41.7 | 3.0 | 0.2 |

図 2-2. 運営責任者の役職

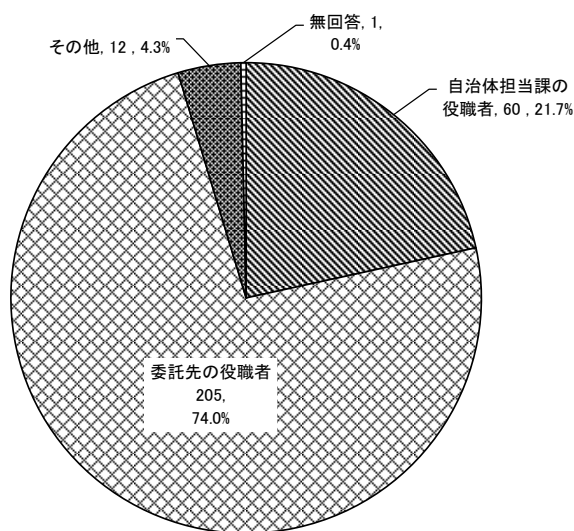
2-2. 運営責任者の配置（委託・補助による運営の場合）

ファミリー・サポート・センター事業を委託・補助されているセンター320センターのうち、運営責任者を設置しているセンターは277センターで、「委託先の役職者」としているのが204センターと最も多く、「自治体担当課の役職者」としているのが59センターであった。事業を委託・補助した場合、運営責任者を委託元か委託先のどちらに配置するかが地域によって異なっている現状がうかがえる。



| | 全体 | 配置していない | 配置している | 無回答 |
|----|-------|---------|--------|-----|
| 件数 | 320 | 35 | 277 | 8 |
| % | 100.0 | 10.9 | 86.6 | 2.5 |

図 2-3. 委託・補助による運営をしているセンターの運営責任者の配置

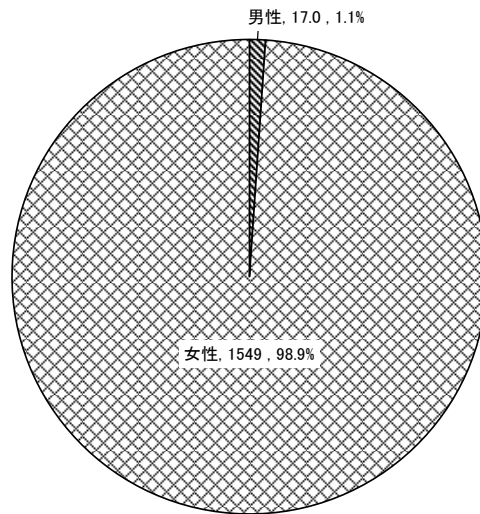


| | 全体 | 自治体担当課の役職者 | 委託先の役職者 | その他 | 無回答 |
|----|-------|------------|---------|-----|-----|
| 件数 | 277 | 60 | 205 | 12 | 1 |
| % | 100.0 | 21.7 | 74.0 | 4.3 | 0.4 |

図 2-4. 委託・補助運営をしているセンターの運営責任者の役職

2-3. アドバイザーの男女比

アドバイザーの男女比をみると、女性の割合が圧倒的に多く、男性は17人（1.1%）であった。

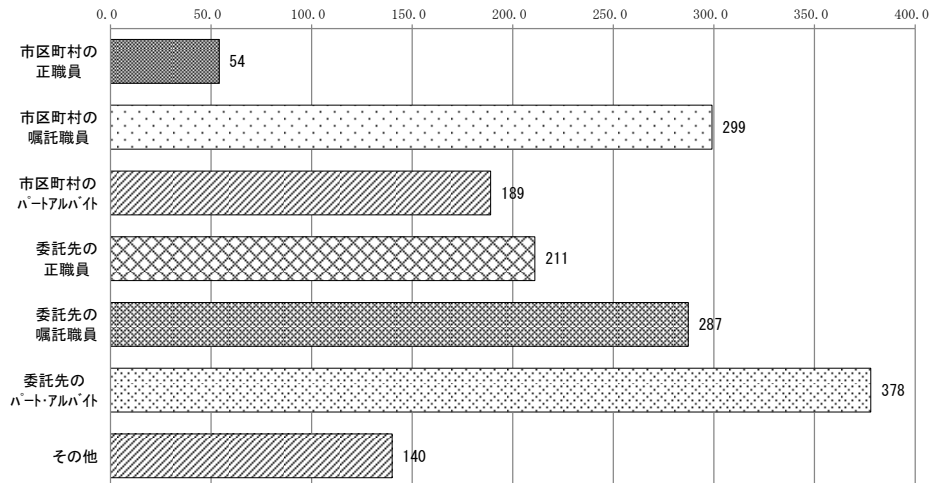


| | 全体 | 男性 | 女性 |
|----|-------|------|------|
| 件数 | 1566 | 17.0 | 1549 |
| % | 100.0 | 1.1 | 98.9 |

図 2-4. アドバイザーの男女比

2-3. アドバイザーの雇用形態（複数回答）

アドバイザーの雇用形態は、「委託先のパート・アルバイト」が 378 人（66.7%）と最も多く、次いで「市区町村の嘱託職員」が 299 人（52.7%）、「委託先の嘱託職員」が 287 人（50.7%）となった。正職員の割合は低く、非正規型の雇用形態が多い。



| | 全体 | 市区町村の正職員 | 市区町村の嘱託職員 | 市区町村のパートアルバイト | 委託先の正職員 | 委託先の嘱託職員 | 委託先のパートアルバイト | その他 |
|----|-------|----------|-----------|---------------|---------|----------|--------------|------|
| 件数 | 567 | 54 | 299 | 189 | 211 | 287 | 378 | 140 |
| % | 100.0 | 9.5 | 52.7 | 33.3 | 37.2 | 50.7 | 66.7 | 24.7 |

図 2-5. アドバイザーの雇用形態

2-4. アドバイザーの任期

アドバイザーの任期について、「任期がある」センターが 343 (60.5%) と多く、「任期はない」センターは 219 センター (38.6%) であった。「任期がある」と回答した 343 センターに対し、任期年数をたずねたところ、「1年」が 285 センター (83.1%) と圧倒的に多かった。ただし、アドバイザーの契約更新についてしてみると、「契約更新ができる」と回答したセンターが 320 センター (93.3%) となった。相互援助活動の円滑な調整を行うためには、アドバイザーの継続的な就業と研鑽が必要と考えられるが、契約更新ができるとはいえ、1年ごとの更新という不安定な契約形態でアドバイザー業務に従事している場合が多いことがうかがえる。

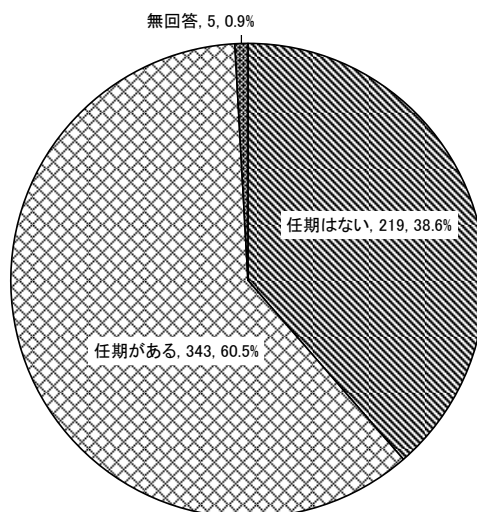


図 2-6. アドバイザーの任期の有無

表 2-1. アドバイザーの任期年数

| 項目 | 全体 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年以上 | 無回答 |
|----|-------|------|-----|-----|------|-----|
| 件数 | 343 | 285 | 5 | 15 | 20 | 19 |
| % | 100.0 | 83.1 | 1.5 | 4.4 | 5.8 | 5.5 |

表 2-2. アドバイザーの契約更新可否

| 項目 | 全体 | 契約更新ができる | 契約更新はできない | 無回答 |
|----|-------|----------|-----------|-----|
| 件数 | 343 | 320 | 22 | 1 |
| % | 100.0 | 93.3 | 6.4 | 0.3 |

2-5. アドバイザーの資格要件等

アドバイザーになる条件として、資格要件等があるかたずねたところ、「ある」と回答したのは 161 センター (28.4%) であった。示している資格要件としては、「保育士」と回答したセンターが 155 センター (96.3%) と最も多く、次いで「幼稚園/小学校教諭 (経験)」と回答したセンターが 89 センター (55.3%)、「看護師」と回答したセンターが 25 センター (15.5%) であった。

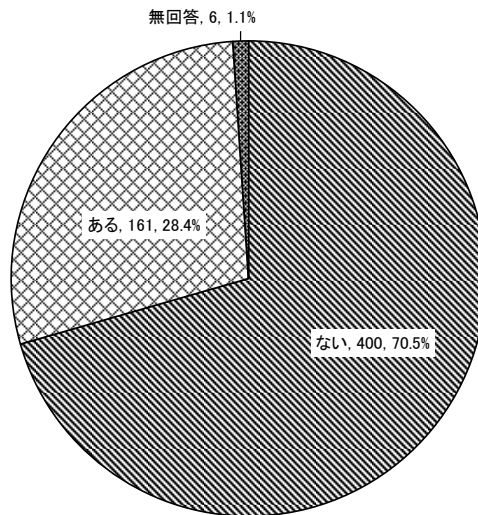


図 2-7. アドバイザーの資格要件等の有無

表 2-3. 条件となる資格（複数回答）

| | 全 体 | 保育士 | 看護師 | 幼稚園/小学校教諭 | 社会福祉士 | 精神保健福祉士 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|------|------|-----------|-------|---------|------|-----|
| 件 数 | 161 | 155 | 25 | 89 | 8 | 1 | 27 | 1 |
| % | 100.0 | 96.3 | 15.5 | 55.3 | 5.0 | 0.6 | 16.8 | 0.6 |

2-7. サブリーダーの配置

サブリーダーを配置しているセンターは 248 センター（43.7%）であった。配置人数については、「4～5 人」が 63 センター、「6～9 人」が 60 センター（24.2%）と多い割合であった。

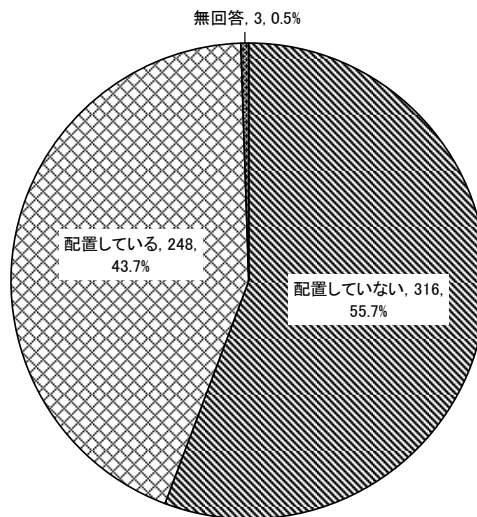


図 2-8. サブリーダーの配置の有無

表 2-4. サブリーダーの配置人数

| 項目 | 全 体 | 1 人 | 2～3 人 | 4～5 人 | 6～9 人 | 10～19 人 | 20 人以上 | 無回答 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|---------|--------|-----|
| 件 数 | 248 | 29 | 45 | 63 | 60 | 42 | 2 | 7 |
| % | 100.0 | 11.7 | 18.1 | 25.4 | 24.2 | 16.9 | 0.8 | 2.8 |

3. 会員登録時のルールについて

3-1. 提供会員の年齢制限について

提供会員について、年齢制限を設けているかをたずねたところ、下限値を設けている 155 センターのうち、「20 歳から」という制限を設けているセンターが 142 センター（91.6%）と最も多かった。

また上限値を設けているのは 23 センターで、「70 歳まで」という制限を設けているのが 12 センター（52.2%）と最も多かった。

表 3-1. 提供会員の年齢制限（下限値）

| | 全 体 | 16 歳未満 | 16 歳 | 17 歳 | 18 歳 | 19 歳 | 20 歳 | 21 歳以上 |
|-----|-------|--------|------|------|------|------|------|--------|
| 件 数 | 155 | 0 | 1 | 0 | 10 | 0 | 142 | 2 |
| % | 100.0 | 0.0 | 0.6 | 0.0 | 6.5 | 0.0 | 91.6 | 1.3 |

表 3-2. 提供会員の年齢制限（上限値）

| | 全 体 | 65 歳未満 | 65 歳 | 66 歳 | 67 歳 | 68 歳 | 69 歳 | 70 歳 | 71 歳以上 |
|-----|-------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 件 数 | 23 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 |
| % | 100.0 | 0.0 | 43.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.3 | 52.2 | 0.0 |

3-2. 登録時の身分証明書の提出

会員登録時に身分証明書の提出を求めているかについてたずねたところ、80 センター（14.1%）が「提出を求めている」と回答した。80 センターに対して、提出を求めている会員の種別をたずねたところ、「すべての会員」に求めているが 52 センター（65.0%）と最も多く、次いで「提供会員のみ」に求めているのが 14 センター（17.5%）、「依頼会員のみ」に求めているのが 11 センター（13.8%）であった。

提出を求めている身分証明書の種類について、「すべての会員」に提出を求めているものとして最も多かったのが「運転免許証」で 45 センター（86.5%）で、次いで「健康保険証」が 43 センター（82.7%）となった。18 センターが回答した「その他」の主な内容としては、「住民基本カード」、「外国人登録証」、「住所を確認できるもの」などであった。

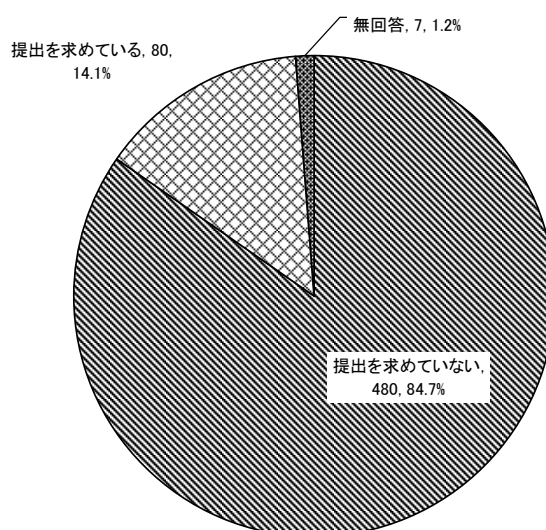


図 3-1. 登録時の身分証明書提出の有無

表 3-3. 提出を求める会員の種別

| | 全 体 | 提供会員のみ | 依頼会員のみ | すべての会員 | 無回答 |
|-----|-------|--------|--------|--------|-----|
| 件 数 | 80 | 14 | 11 | 52 | 3 |
| % | 100.0 | 17.5 | 13.8 | 65.0 | 3.8 |

表 3-4. すべての会員に提出を求める身分証明書の種類

| | 全 体 | 運転免許証 | 住民票 | 健康保険証 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|------|-------|------|-----|
| 件 数 | 52 | 45 | 16 | 43 | 18 | 0 |
| % | 100.0 | 86.5 | 30.8 | 82.7 | 34.6 | 0.0 |

表 3-5. 提供会員のみ提出を求める身分証明書の種類

| | 全 体 | 運転免許証 | 住民票 | 健康保険証 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|------|-------|------|-----|
| 件 数 | 14 | 11 | 2 | 9 | 3 | 1 |
| % | 100.0 | 78.6 | 14.3 | 64.3 | 21.4 | 7.1 |

表 3-6. 依頼会員のみ提出を求める身分証明書の種類

| | 全 体 | 運転免許証 | 住民票 | 健康保険証 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 件 数 | 11 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| % | 100.0 | 18.2 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

3-4. 会員登録時の健康診断書の提出や持病に関する自己申告

会員登録時に、健康診断書の提出や持病に関する自己申告などを求めているかたずねたところ、53センター(9.3%)が提出・申告を求めていると回答した。提出・申告を求めている対象としては、「提供会員のみ」としているのが20センター(37.7%)、「依頼会員のみ」としているのが17センター(32.1%)、「すべての会員」としているのが14センター(26.4%)であった。

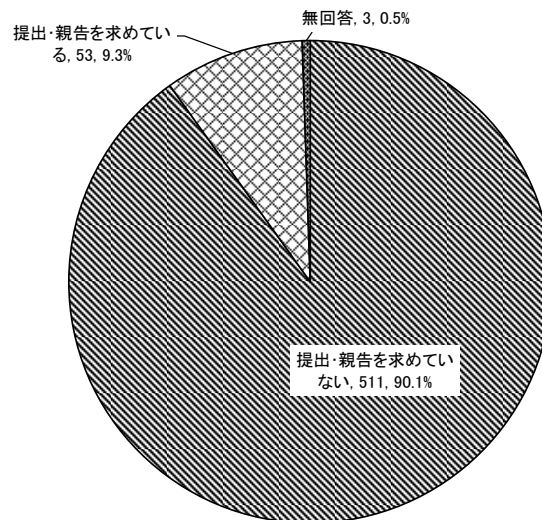


図 3-2. 登録時の健康診断書の提出や持病に関する自己申告の有無

表 3-7. 登録時の健康診断書の提出や持病に関する自己申告を求める会員種別

| | 全 体 | 提供会員のみ | 依頼会員のみ | すべての会員 | 無回答 |
|-----|-------|--------|--------|--------|-----|
| 件 数 | 53 | 20 | 17 | 14 | 2 |
| % | 100.0 | 37.7 | 32.1 | 26.4 | 3.8 |

3-5. 会員証の発行

会員に対して会員証を発行しているセンターは、551 センター (97.2%) となり、ほとんどのセンターが発行していることがわかった。

また、会員証の発行元をたずねたところ、「市区町村の長」としているのが 241 センター (43.7%) と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」としているのが 213 センター (38.7%)、「委託先の代表者」としているのが 96 センター (17.4%) であった。

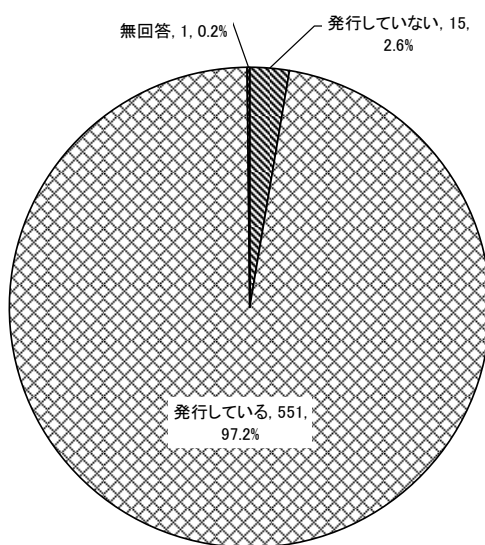


図 3-3. 会員証発行の有無

表 3-8. 会員証の発行元

| | 全 体 | ファミリー・サポート・センター | 市区町村の長 | 委託先の代表者 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-----------------|--------|---------|-----|-----|
| 件 数 | 551 | 213 | 241 | 96 | 5 | 5 |
| % | 100.0 | 38.7 | 43.7 | 17.4 | 0.9 | 0.9 |

4. 会員情報の管理状況について

4-1. 会員情報の更新と頻度

会員情報の更新を行っているかたずねたところ、467 センター (82.4%) が「更新している」と回答した。それに対し、更新頻度を尋ねたところ、「定期更新はしておらず、会員から連絡があればその都度連絡している」というのが 249 センター (53.3%) と最も多く、次いで「毎年」更新しているのが 151 センター (32.3%)、「3年ごと」更新しているのが 40 センター (8.6%) となった。

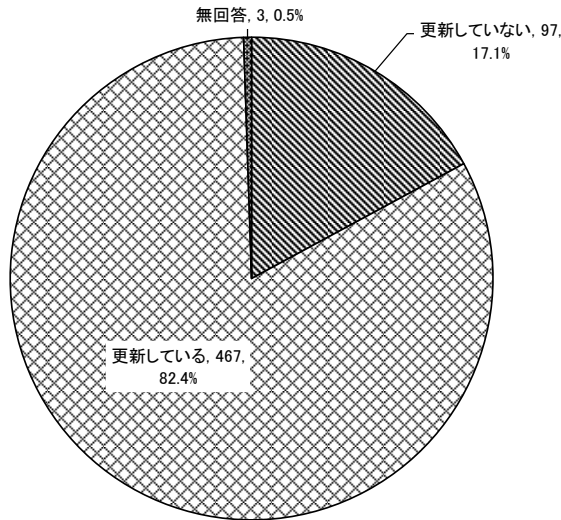


図 4-1. 会員情報の更新の有無

表 1-1. 会員情報更新の頻度

| | 全 体 | 毎年 | 2 年ごと | 3 年ごと | 3 年以上 | 定期更新はせず、会員連絡の都度更新する | 無回答 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|---------------------|-----|
| 件 数 | 467 | 151 | 23 | 40 | 17 | 249 | 2 |
| % | 100.0 | 32.3 | 4.9 | 8.6 | 3.6 | 53.3 | 0.4 |

4-2. 書類（活動報告書、事前打ち合わせ書等）の保管期間

書類(活動報告書、事前打ち合わせ書等)の保管期間についてたずねたところ、351センター(61.9%)が保管期間を決めていると回答した。これに対し、保管年数をたずねたところ、「5年」が200センター(82.3%)と最も多く、次いで「3年」が73センター(20.8%)、「10年」が19センター(7.8%)となった。

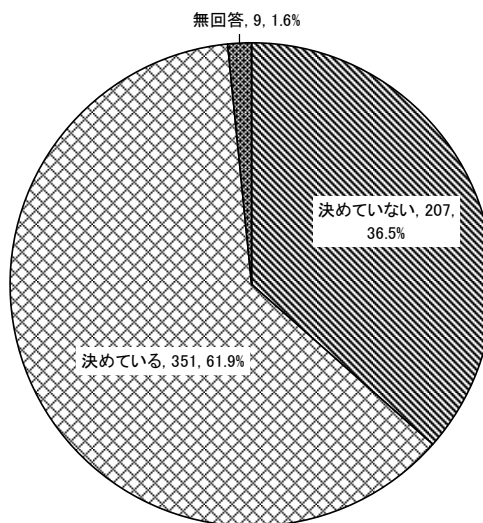
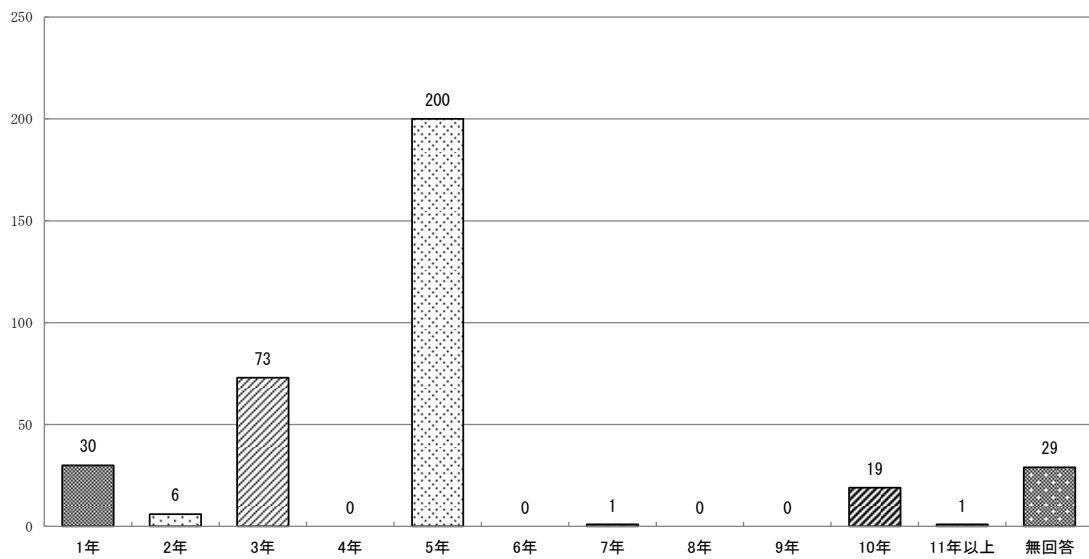


図 4-2. 書類の保管期間の有無



| | 全体 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 以上 | 無回答 |
|----|-------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|
| 件数 | 351 | 30 | 6 | 73 | 0 | 200 | 0 | 1 | 0 | 0 | 19 | 1 | 29 |
| % | 100.0 | 8.5 | 1.7 | 20.8 | 0.0 | 82.3 | 0.0 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 7.8 | 0.4 | 2.0 |

図 4-3. 保管期間

5. 事前打ち合わせ・活動依頼について

5-1. 事前打ち合わせの義務づけ

活動に入る前に、事前打ち合わせを実施することを義務付けているかたずねたところ、533 センター（94.0%）が義務づけていたが、義務づけていないセンターも 34 センター（6.0%）あった。

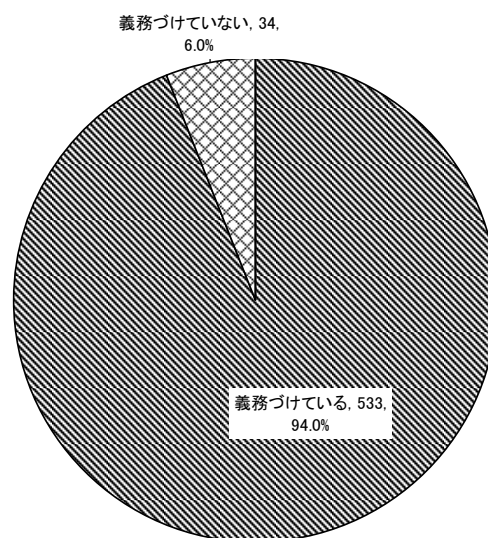


図 5-1. 事前打ち合わせの実施の義務

5-2. 事前打ち合わせへのアドバイザーの立ち会いと事前打ち合わせ場所

事前打ち合わせを行う際、アドバイザーが「立ち会っている」と回答したセンターは396センター(69.8%)であったが、「立ち会っていない」というセンターも155センター(27.3%)あった。

事前打ち合わせを行う場所をたずねたところ、「実際に活動を行う場所」としているのが339センター(59.8%)と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センターの事務所内」としているのが178センター(31.4%)、「特に定めていない」としているのが93センター(16.4%)となった。

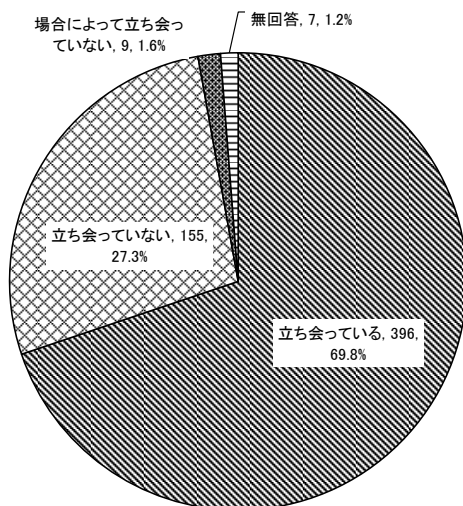


図 5-2. 事前打ち合わせへのアドバイザーの立ち会い

表 5-1. 事前打ち合わせを行う場所

| | 全体 | 実施に活動を行う場所 | ファミリー・サポート・センターの事務所内 | 特に定めていない | その他 | 無回答 |
|----|-------|------------|----------------------|----------|-----|-----|
| 件数 | 567 | 339 | 178 | 93 | 54 | 5 |
| % | 100.0 | 59.8 | 31.4 | 16.4 | 9.5 | 0.9 |

5-3. 事前打ち合わせの料金負担

事前打ち合わせを実施した時、依頼会員に料金の負担をさせているかたずねたところ、「有料」としているセンターは26センター(4.6%)あった。

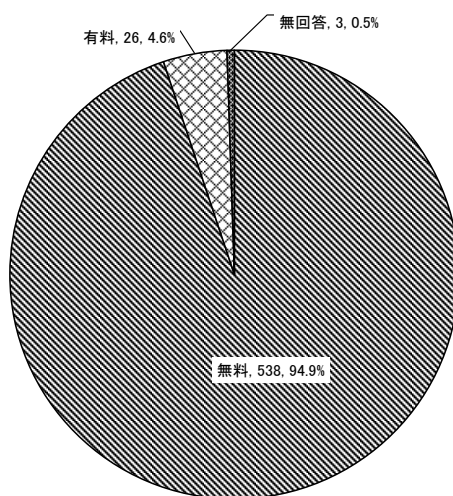


図 5-3. 事前打ち合わせの料金負担

【具体的な金額・単位についての主な回答】

- ・ 打ち合わせ 1 回 提供会員 1 人につき 300 円
- ・ 打ち合わせ 1 回 提供会員 1 人につき 500 円
- ・ 活動報酬の 1 時間分の金額（600 円～800 円程度）
- ・ 基本的には無料だが、2 時間以上かかった場合は、2 時間以降を、通常料金発生とする。
- ・ 打ち合わせ 1 回につき 提供会員数に応じて負担
（打ち合わせ 1 回につき 800 円の半額 400 円（半額 400 円センター負担） 提会 2 名の場合、400 円×2 人分 計 800 円の負担）
- ・ 打ち合わせ自体は料金がかからないが、交通費が発生する場合は交通費のみ 依頼会員が往復負担
- ・ 利用者宅スタッフ会員 1 名につき 700 円 スタッフ会員宅スタッフ会員 1 名につき 500 円
- ・ センター開所時間外に打ち合わせを行う場合にはアドバイザーの立ち会いなしで提供会員が進行をおこなうため 打ち合わせ一回につき 1000 円の負担を規定している。
- ・ 基本無料 打ち合わせに 2 時間以上時間がかかった時のみ 1 回 800 円
- ・ 依頼内容に伴い（主に送迎）確認活動を行なう場合はその活動について 820 円。打ち合わせのみ→無料
- ・ 病児預かりのみ有料 1 回 1000 円

5-4. 会員同士の活動の直接依頼について

センターを介さず、直接提供会員へ活動を依頼することを認めているかたずねたところ、「認めている」のが 378 センター（66.7%）、「認めていない」のが 188 センター（33.2%）であった。

直接依頼を認めている 378 センターのうち、「事前連絡を義務付けている」のが 271 センター（71.7%）と最も多く、「事後連絡を義務付けている」のが 108 センター（28.6%）と、義務づけているセンターがほとんどであるが、「義務付けていない」のも 35 センター（9.3%）あり、センターが活動内容を把握していない状況がうかがえる。

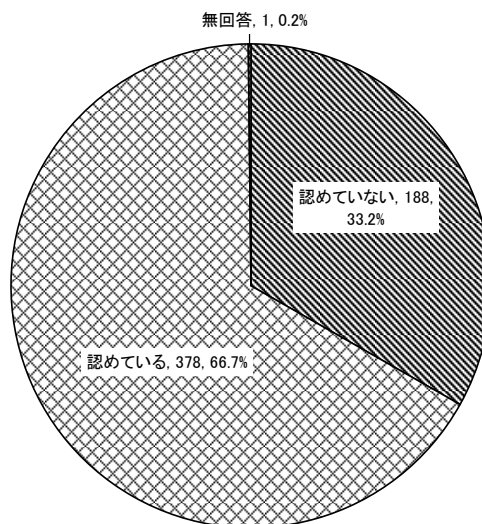


図 5-4. 会員同士の活動の直接依頼

表 5-2. 活動依頼に関する報告の義務づけ

| | 全 体 | 事前連絡を義務づけ | 事後連絡を義務づけ | 義務づけていない | 無回答 |
|-----|-------|-----------|-----------|----------|-----|
| 件 数 | 378 | 271 | 108 | 35 | 7 |
| % | 100.0 | 71.7 | 28.6 | 9.3 | 1.9 |

6. キャンセル料や報酬の支払いルールについて

6-1. 依頼会員によるキャンセルについて

依頼会員の予定の変更などにより、活動が行われなかった場合、キャンセル料が発生するかたずねたところ、「発生する」としているのが 541 センター (95.4%) と圧倒的に多く、「発生しない」としているセンターは 26 センター (4.6%) であった。

キャンセル料が発生する時期については、「活動予定日の当日」としているのが 482 センター (89.1%) と最も多く、次いで「活動予定日の前日から」としているのが 30 センター (5.5%) となった。「その他」と回答した 30 センター (5.5%) の主な回答としては、「連絡なしの無断キャンセルの場合」という回答が多かった。

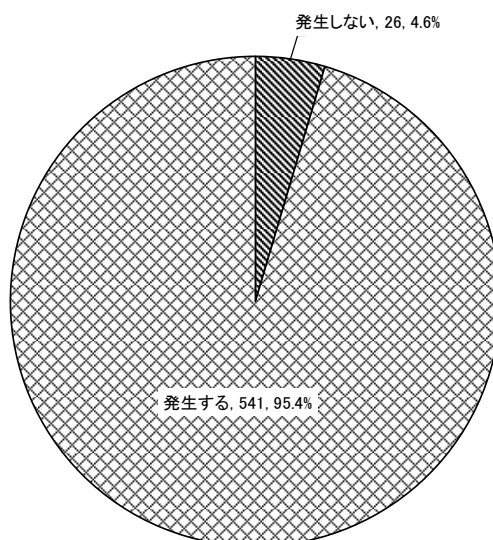


図 6-1. キャンセル料発生の有無

表 6-1. キャンセル料が発生する日

| | 全体 | 活動を依頼した日 から | 活動予定日の 前日から | 活動予定日の当日 | その他 | 無回答 |
|----|-------|----------------|----------------|----------|-----|-----|
| 件数 | 541 | 2 | 30 | 482 | 30 | 3 |
| % | 100.0 | 0.4 | 5.5 | 89.1 | 5.5 | 0.6 |

6-2. 活動時間の短縮によるキャンセルについて

事前打ち合わせで予定していた時間より、早く活動が終了した場合（例：4 時間の予定が、実際は 2 時間の活動となった場合等）、キャンセル料が発生するかたずねたところ、「発生しない」と 511 センター (90.1%) が回答した。事前打ち合わせでの活動時間より、実際に活動した時間を基準として報酬額を決定するセンターがほとんどであった。

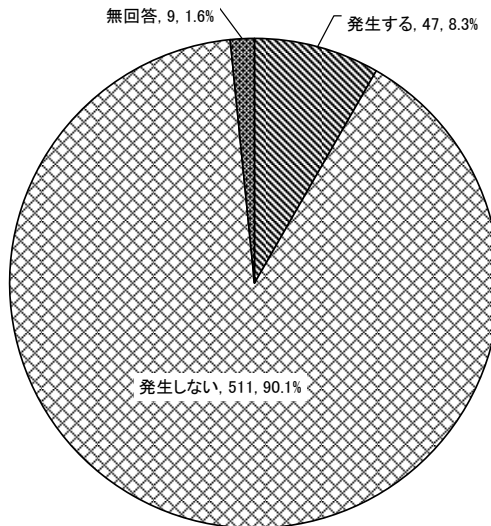


図 6-2. 活動早期終了時のキャンセル料発生の有無

6-3. 台風等の天候悪化に伴うキャンセルについて

台風などの影響で警報が発令され、活動を行うことが困難になった場合、キャンセル料が発生するかたずねたところ、「発生しない」と回答したセンターが 262 センター (46.2%) と最も多く、次いで「特に決めていない」と回答したセンター 209 センター (36.9%) となった。

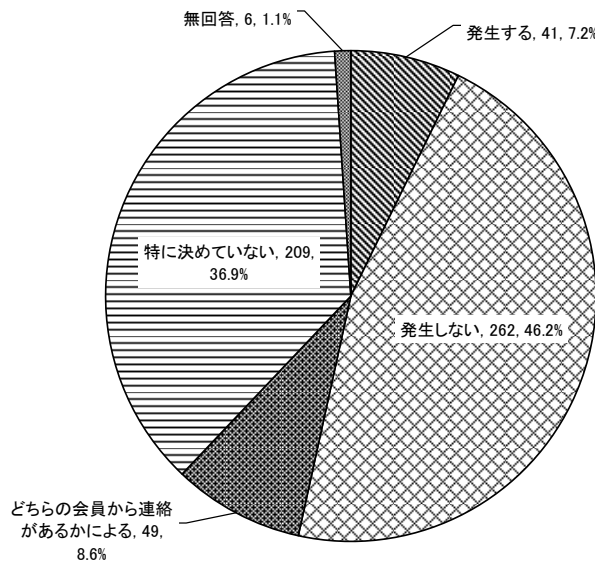
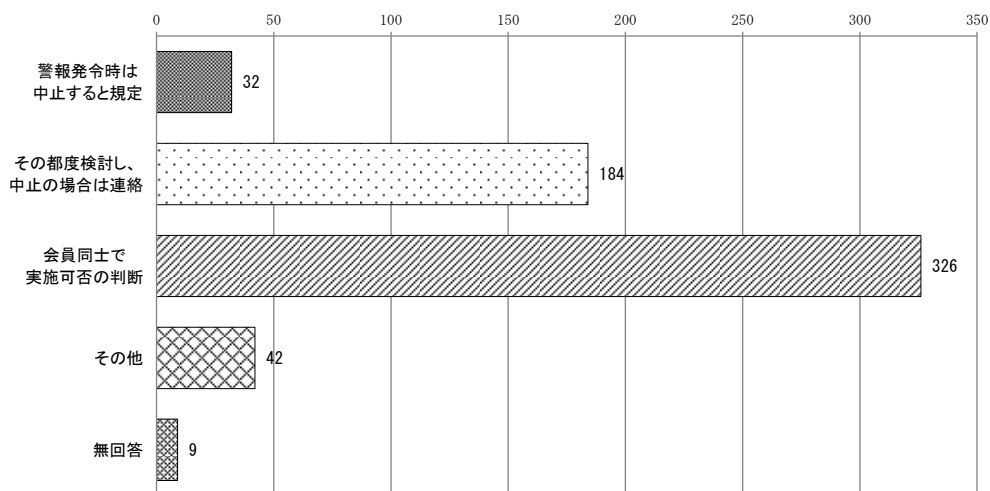


図 6-3. 台風等の天候悪化に伴うキャンセルについて

6-4. 台風等に伴う警報発令時の対応について

台風などの影響で警報が発令され、活動を行うことが困難になった場合、どのような対応をするかたずねたところ、「会員同士で実施可否を判断する」と回答したのが 326 センター (57.5%) と最も多く、次いで「その都度検討し、中止の場合は連絡する」が 184 センター (32.5%) となった。「警報発令時は中止する」としているセンターは 32 センター (5.6%) にとどまっており、警報発令時の対応については、対応を明確化しているセンターは少ない。



| | 全体 | 警報発令時は中止すると規定 | その都度検討し、中止の場合は連絡 | 会員同士で実施可否の判断 | その他 | 無回答 |
|----|-------|---------------|------------------|--------------|-----|-----|
| 件数 | 567 | 32 | 184 | 326 | 42 | 9 |
| % | 100.0 | 5.6 | 32.5 | 57.5 | 7.4 | 1.6 |

図 6-4. 台風等に伴う警報発令時の対応について

6-5. 報酬のまとめ払いについて

活動の頻度が高い場合などで、報酬をまとめて支払うことを認めているかたずねたところ、474 センター（83.6%）が認めていると回答した。そのうち、「月に一度まとめて支払う」としているのが 293 センター（61.8%）と多く、「週に一度まとめて支払う」としているのが 121 センター（25.5%）となった。「その他」と回答した 144 センター（30.4%）の主な回答としては、会員同士で話し合っ決めてもらうとしているものが多かった。

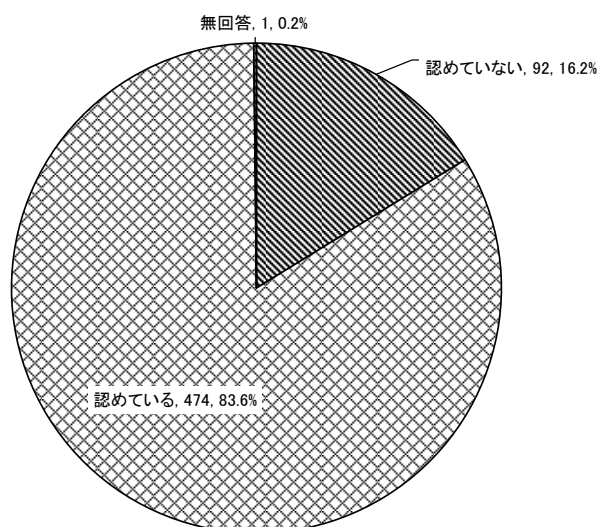


図 6-5. 報酬のまとめ払いについて

表 6-2. まとめ払いの頻度

| | 全 体 | 週に一度まとめ て支払う | 月に一度まとめ て支払う | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|------|-----|
| 件 数 | 474 | 121 | 293 | 144 | 2 |
| % | 100.0 | 25.5 | 61.8 | 30.4 | 0.4 |

6-6. 会員同士が直接会えない場合の報酬の受け渡し方法について

活動内容によって、依頼会員と提供会員が活動終了時に直接会うことができない場合の報酬の受け渡し方法についてたずねたところ、「後日機会を設け手渡しで支払う」としているのが 463 センター (81.7%) とほとんどであった。日を改めてでも、会員同士で報酬を受け渡してもらう方針をとっているセンターが多いことがわかる。

一方で、「センターが一時的に預かり後日支払う」としているのが 125 センター (22.0%)、「提供会員の口座への振込」を認めているのが 15 センター (2.6%) あった。「その他」と回答した 40 センター (7.1%) の主な回答内容としては、「子どもに持たせる」「親以外の家族が支払う」などがあつた。

表 6-3. 会員同士が直接会えない場合の報酬の受け渡し方法

| | 全 体 | 後日機会を設け 手渡しで支払う | センターが一時的に 預かり後日支払う | 提供会員の口座への振込 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|--------------------|-----------------------|-------------|-----|-----|
| 件 数 | 567 | 463 | 125 | 15 | 40 | 8 |
| % | 100.0 | 81.7 | 22.0 | 2.6 | 7.1 | 1.4 |

7. 活動を行う上でのルールについて

7-1. 提供会員が依頼会員の子どもを引き渡す（預かる）際のルール

提供会員が依頼会員の子どもを引き渡す（預かる）際のルールとして、未成年の兄弟などへの受け渡しを認めているかどうかたずねたところ、「認めていない」センターが 253 センター (44.6%) と最も多く、「年齢によっては認めている」センターが 179 センター (31.6%)、「認めていない」センターは 103 センター (18.2%) であつた。

「年齢によっては認めている」と回答した 179 センターに認めている年齢をたずねたところ、「12 歳～14 歳未満」としているのが 46 センター (25.7%) と最も多く、次いで「16 歳～18 歳」が 16 センター (8.9%) となっている。概ね中学生以上であれば認めている状況がうかがえる。

表 7-1. 未成年の兄弟などへの受け渡しの可否

| | 全 体 | 認めている | 年齢によっては 認めている | 認めていない | 無回答 |
|-----|-------|-------|------------------|--------|-----|
| 件 数 | 567 | 103 | 179 | 253 | 32 |
| % | 100.0 | 18.2 | 31.6 | 44.6 | 5.6 |

表 7-2. 受け渡しを認めている年齢

| | 全 体 | 6 歳未満 | 6～8 歳 未満 | 8～10 歳 未満 | 10～12 歳未満 | 12～14 歳未満 | 14～16 歳未満 | 16～18 歳未満 | 18 歳 以上 | 無回答 |
|----|-------|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------|
| 件数 | 179 | 0 | 1 | 1 | 13 | 46 | 13 | 16 | 14 | 75 |
| % | 100.0 | 0.0 | 0.6 | 0.6 | 7.3 | 25.7 | 7.3 | 8.9 | 7.8 | 41.9 |

7-2. 提供会員が活動を忘れてしまった場合の対応

提供会員が活動をうっかり忘れてしまい、活動ができなかった経験があるかたずねたところ、313センター（55.2%）が「経験がある」と回答した。

経験があると回答したセンターに対し、その際の対応方法についてたずねたところ、「再発防止策を話し合った」センターが263センター（84.0%）と最も多く、次いで「依頼会員にセンターが謝罪した」というセンターが87センター（27.8%）となった。

提供会員が活動を行えなかったことで発生した費用（延長保育料金等）をセンターや提供会員が支払うという対応をとったセンターはわずかであった。

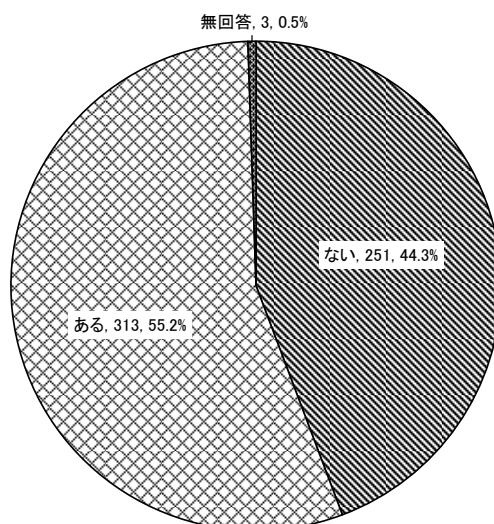


図 7-1. 提供会員の活動忘れの有無

表 7-3. 提供会員が活動を忘れた場合の対応方法

| | 全 体 | 依頼会員にセンターが謝罪 | かかった費用をセンターが支払った | かかった費用を提供会員が支払った | 再発防止策を話し合った | その他 | 無回答 |
|-----|-------|--------------|------------------|------------------|-------------|------|-----|
| 件 数 | 313 | 87 | 11 | 21 | 263 | 120 | 5 |
| % | 100.0 | 27.8 | 3.5 | 6.7 | 84.0 | 38.3 | 1.6 |

8. 講習の実施について

8-1. アドバイザーのための研修会の参加有無と主催者および研修内容について

平成 23 年度に、アドバイザーのための研修に参加したセンターは 408センター（72.0%）であった。研修会に参加したセンターに対し、研修会的主催者をたずねたところ、「都道府県」の研修会に参加したセンターが232センター（56.9%）と最も多く、次いで「女性労働協会」の研修会に参加したセンターが186センター（45.6%）となった。

研修の内容は、「日頃の活動についての情報交換」が272センター（66.7%）と最も多く、次いで「病児・病後児の預かり（子どもの病気の種類、看護方法等）」についてが141センター（34.6%）、「病児・緊急対応強化事業の説明」が137センター（33.6%）となった。

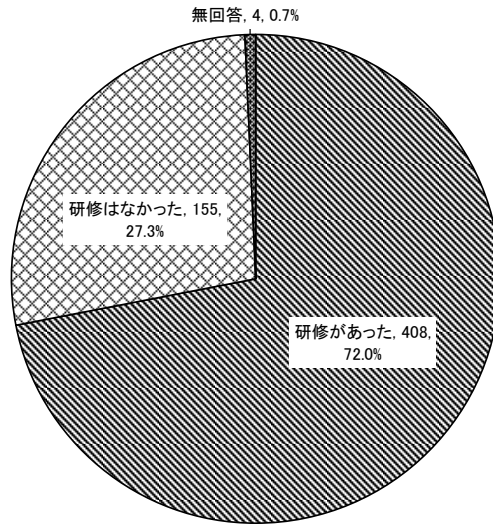
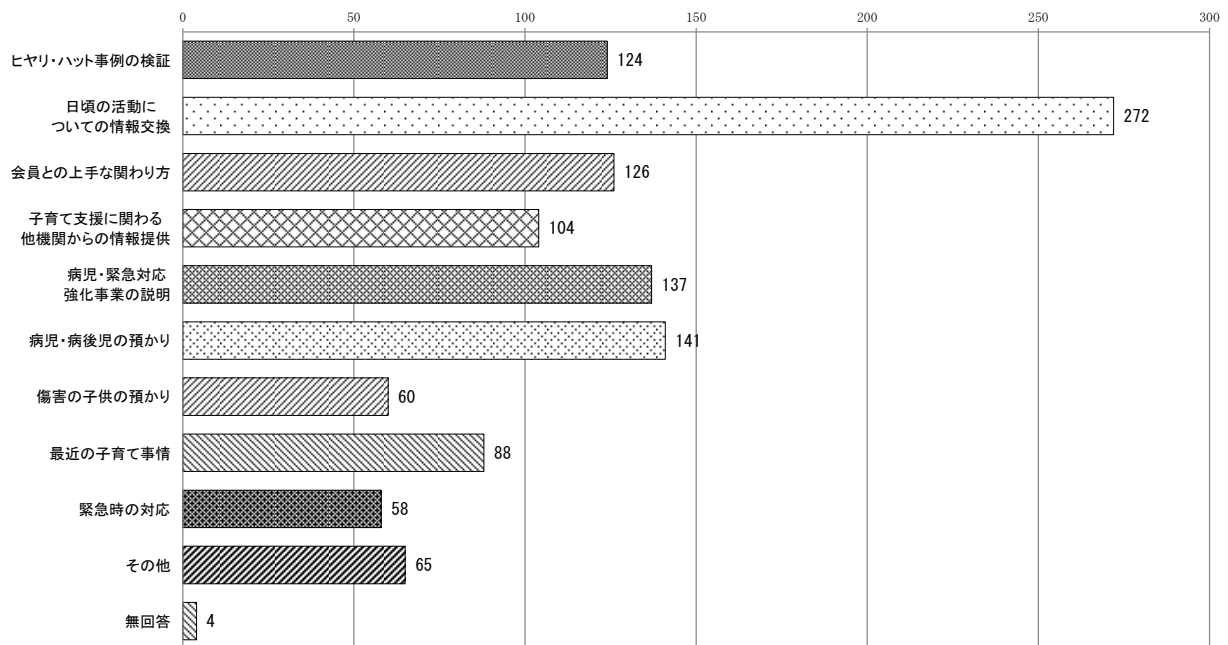


図 8-1. アドバイザーのための研修会参加の有無

表 8-1. 研修会の主催者

| | 全 体 | 女性労働協会 | 都道府県 | センターを運営する 市区町村 | 民間団体 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|--------|------|-------------------|------|------|-----|
| 件 数 | 408 | 186 | 232 | 77 | 59 | 67 | 2 |
| % | 100.0 | 45.6 | 56.9 | 18.9 | 14.5 | 16.4 | 0.5 |



| 項目 | 件数 | % |
|---------------------|-----|------|
| ヒヤリ・ハット事例の検証 | 124 | 30.4 |
| 日頃の活動についての情報交換 | 272 | 66.7 |
| 会員との上手な関わり方 | 126 | 30.9 |
| 子育て支援に関わる他機関からの情報提供 | 104 | 25.5 |
| 病児・緊急対応強化事業の説明 | 137 | 33.6 |
| 病児・病後児の預かり | 141 | 34.6 |
| 傷害の子供の預かり | 60 | 14.7 |
| 最近の子育て事情 | 88 | 21.6 |
| 緊急時の対応 | 58 | 14.2 |
| その他 | 65 | 15.9 |
| 無回答 | 4 | 1 |
| 全体 | 408 | 100 |

図 8-2. アドバイザーのための研修会の内容

8-2. 実施してほしい研修の内容（自由回答）

今度アドバイザー研修で実施してほしい内容として、下記のような内容があげられた。

- ・近隣市町村との日頃の活動に関する情報交換・交流
- ・実際にあった活動事例（ヒヤリ・ハットやクレーム、会員間トラブル等）を使った事例検証
- ・問題のある家庭との関わり方について（精神疾患、障がいを持つ保護者、権利者意識が高い、養育困難家庭、虐待やDVなど）
- ・会員と上手に付き合うためのコミュニケーションスキルアップ研修（接遇、傾聴など）
- ・障害をもつ子どもの預かる際の留意点について
- ・活動中に災害や事故が発生した場合の対応方法、マニュアルやガイドラインの作成方法
- ・アドバイザー歴が浅い人のための基本的な研修（事業のしくみ、マッチングの考え方など）
- ・補償保険のしくみや示談交渉のノウハウについて
- ・子育て支援に関わる他機関との情報提供
- ・効果的な周知につながる広報資料（ポスター、パンフレット、会報誌等）作成のための研修
- ・参加者が楽しく学べる講習会や交流会の企画方法について
- ・子育てを取り巻く環境や国の施策など子育て支援の現状とこれからについて
- ・（研修の開催単位）都道府県単位で研修会などを実施してほしい

8-3. 提供会員を対象について講習について

（1）提供会員への講習の義務づけ

提供会員として活動する前に、センターが定めた講習を受講することを義務付けているかたずねたところ、462 センター（81.5%）が義務づけていると回答したが、102 センター（18.0%）が義務づけておらず、2 割程度のセンターにおいては、講習を受けることなく活動が開始されている状況がうかがえる。

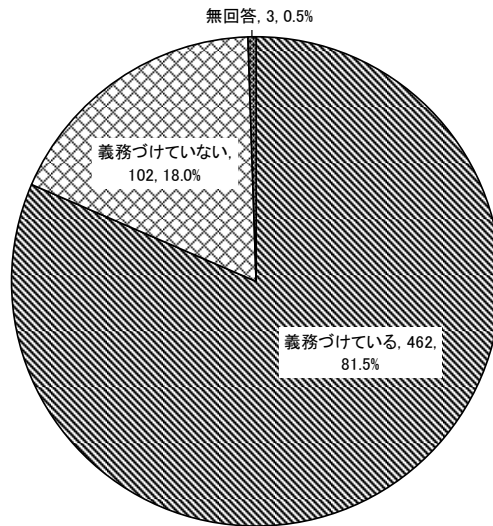
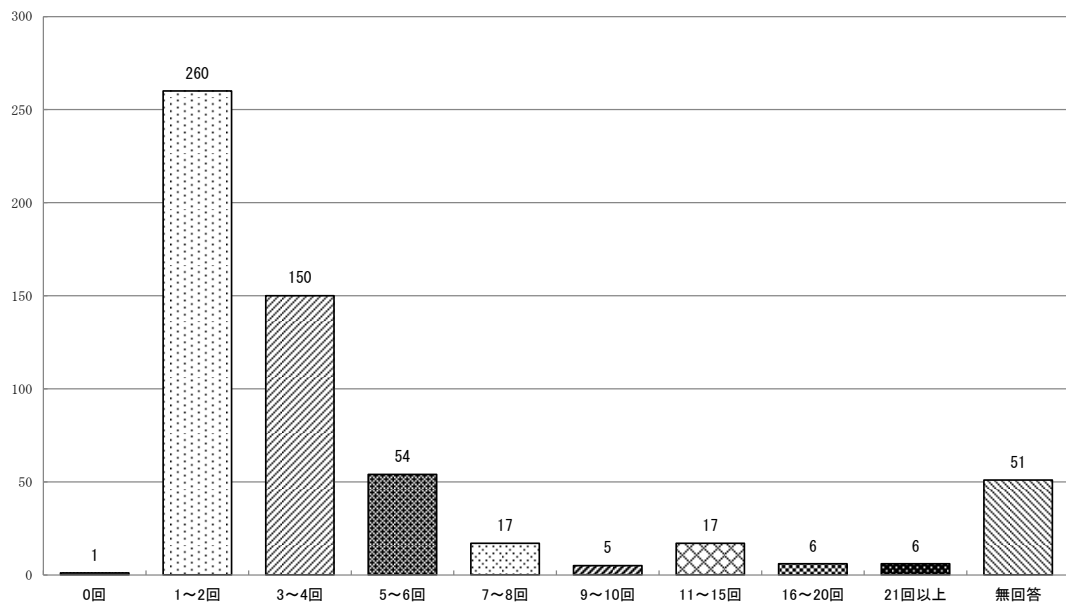


図 8-3. 提供会員の活動前の講習受講の義務づけ

(2) 講習会の年間開催回数

講習会の年間開催日数をたずねたところ、「年 1~2 回」としているのが 260 センター (45.9%) とほぼ半数となり、次いで「年 3~4 回」としているのが 150 センター (26.5%)、「年に 5~6 回」としているのが 54 センター (9.5%) であった。



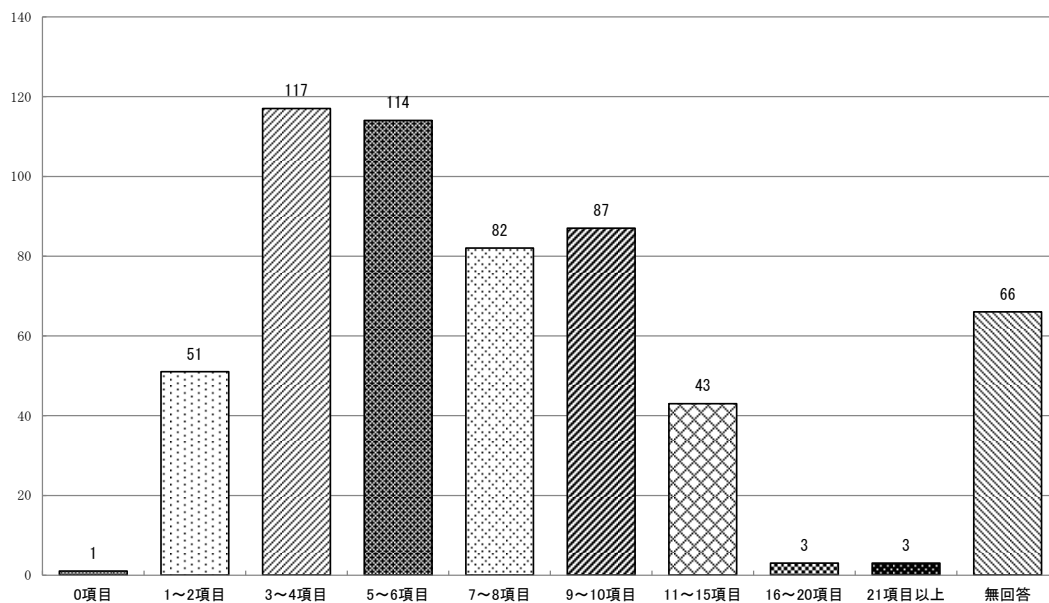
| | 全体 | 0回 | 1~2回 | 3~4回 | 5~6回 | 7~8回 | 9~10回 | 11~15回 | 16~20回 | 21回以上 | 無回答 |
|----|-------|-----|------|------|------|------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 件数 | 567 | 1 | 260 | 150 | 54 | 17 | 5 | 17 | 6 | 6 | 51 |
| % | 100.0 | 0.2 | 45.9 | 26.5 | 9.5 | 3.0 | 0.9 | 3.0 | 1.1 | 1.1 | 9.0 |

図 8-4. 提供会員を対象とした講習会の年間開催日数

(3) 講習会の開催1回あたりの項目数および時間数

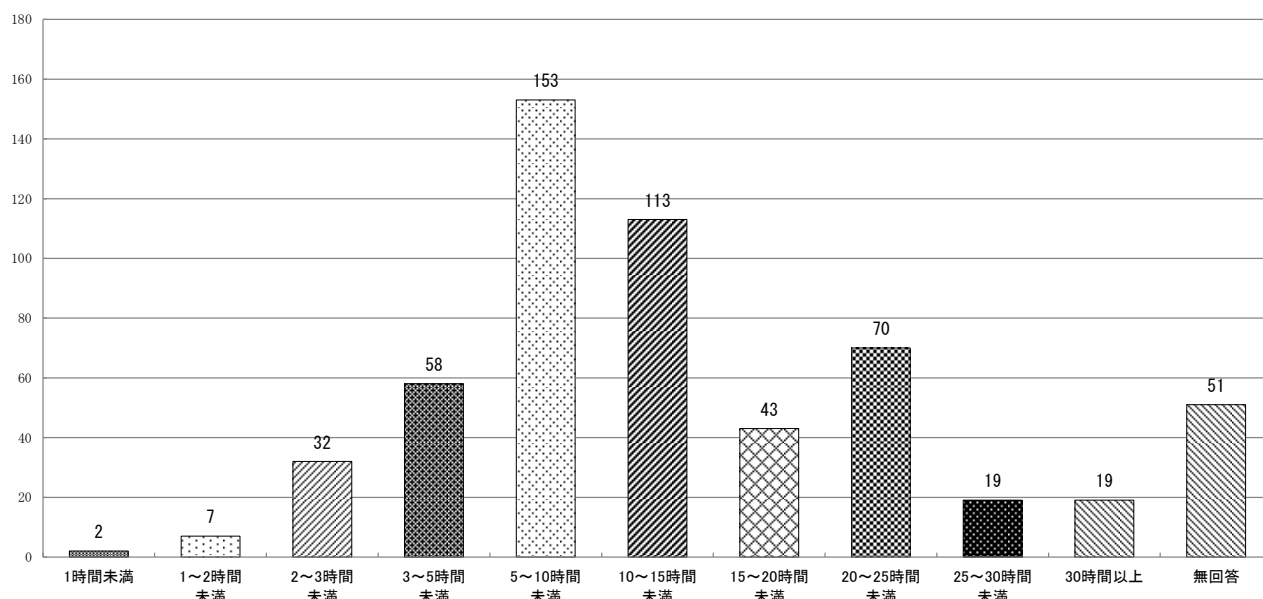
また講習会の開催1回あたりの項目数および時間数をたずねたところ、「3～4項目」としているのが117センター(20.6%)が最も多く、「5～6項目」としているのが114センター(20.1%)、「9～10項目」が87センター(15.3%)であった。また、時間数をみてみると、「5～10時間」としているのが153センター(27.0%)と最も多く、次いで「10～15時間」としているのが113センター(19.9%)、「20～25時間」が70センター(12.3%)となった。

厚生労働省の事務連絡(「ファミリー・サポート・センター事業における講習の実施について」平成23年9月30日厚生労働省雇用・均等児童家庭局職業家庭両立課長)に示された24時間9項目のカリキュラムを実施しているセンターはまだ少ない状況がうかがえる。



| | 全体 | 0項目 | 1～2項目 | 3～4項目 | 5～6項目 | 7～8項目 | 9～10項目 | 11～15項目 | 16～20項目 | 21項目以上 | 無回答 |
|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|--------|------|
| 件数 | 567 | 1 | 51 | 117 | 114 | 82 | 87 | 43 | 3 | 3 | 66 |
| % | 100.0 | 0.2 | 9.0 | 20.6 | 20.1 | 14.5 | 15.3 | 7.6 | 0.5 | 0.5 | 11.6 |

図 8-5. 提供会員を対象とした講習会の1回あたりの項目数



| | 全体 | 1時間未満 | 1~2時間未満 | 2~3時間未満 | 3~5時間未満 | 5~10時間未満 | 10~15時間未満 | 15~20時間未満 | 20~25時間未満 | 25~30時間未満 | 30時間以上 | 無回答 |
|----|-------|-------|---------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----|
| 件数 | 567 | 2 | 7 | 32 | 58 | 153 | 113 | 43 | 70 | 19 | 19 | 51 |
| % | 100.0 | 0.4 | 1.2 | 5.6 | 10.2 | 27.0 | 19.9 | 7.6 | 12.3 | 3.4 | 3.4 | 9.0 |

図 8-6. 提供会員を対象とした講習会の 1 回あたりの時間数

(4) 講習の受講の免除について

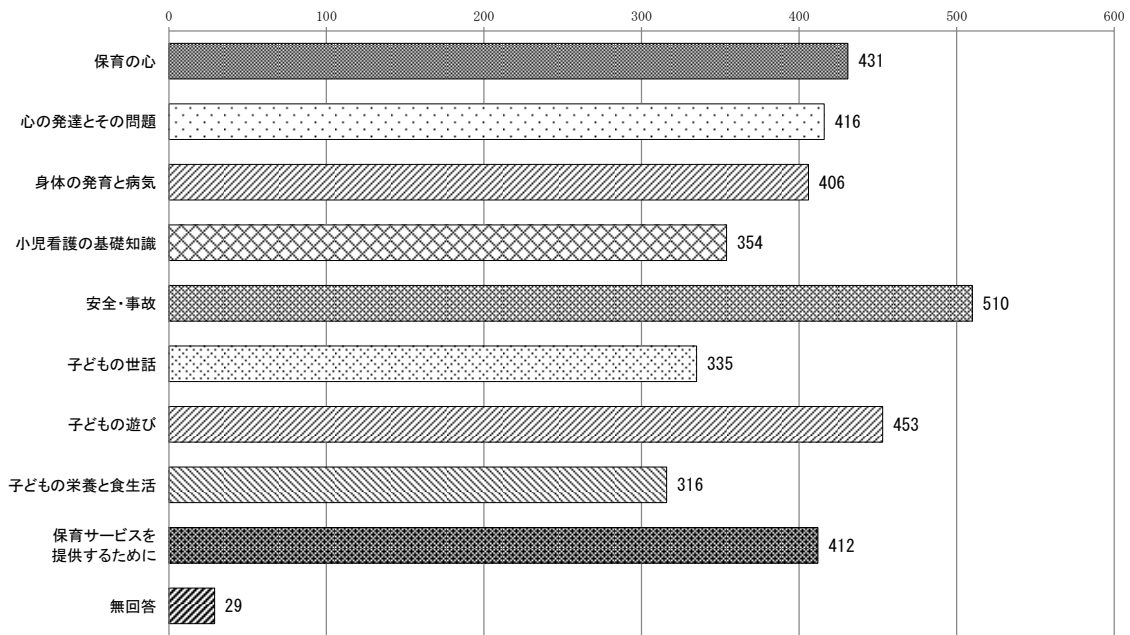
受講生の資格や経験によって講習の受講を免除することがあるかたずねたところ、「保育士資格を有している者」に対して免除しているセンターが 151 センター (26.6%) と最も多く、次いで「看護師資格を有している者」に対して免除しているセンターが 102 センター (18.0%)、「教員免許を有している者」に対して免除しているセンターが 65 センター (9.5%) であった。しかし、これらの資格の優位性がファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動において必ずしもあるわけではないことから、資格による講習の免除についての方針は、慎重に検討すべきといえる。

表 8-2. 講習の受講を免除している資格

| | 全体 | 保育士資格を有している者 | 看護師資格を有している者 | 教員免許を有している者 | 他市町村で提供会員の活動経験がある者 | その他 | 無回答 |
|----|-------|--------------|--------------|-------------|--------------------|------|------|
| 件数 | 567 | 151 | 102 | 65 | 54 | 122 | 313 |
| % | 100.0 | 26.6 | 18.0 | 11.5 | 9.5 | 21.5 | 55.2 |

(5) 講習の内容

講習の内容としては、「安全・事故」に関する講習を行っているセンターが 510 センター (89.9%) と最も多く、「子どもの遊び」が 453 センター (79.9%)、「保育の心」が 431 センター (76.0%) となった。一方、「子どもの栄養と食生活」については 316 センター (55.7%) とほぼ半数の実施にとどまっている。



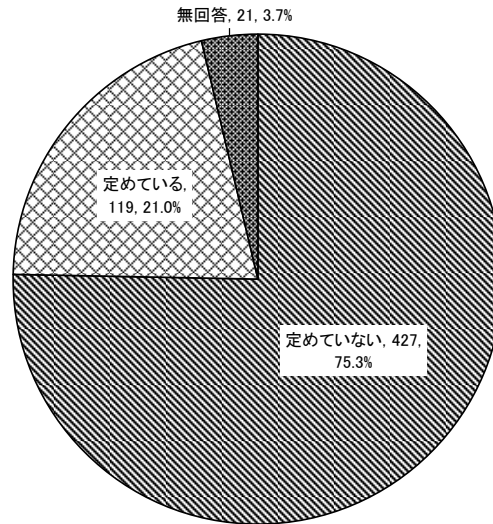
| 項目 | 件数 | % |
|----------------|-----|------|
| 保育の心 | 431 | 76 |
| 心の発達とその問題 | 416 | 73.4 |
| 身体の発育と病気 | 406 | 71.6 |
| 小児看護の基礎知識 | 354 | 62.4 |
| 安全・事故 | 510 | 89.9 |
| 子どもの世話 | 335 | 59.1 |
| 子どもの遊び | 453 | 79.9 |
| 子どもの栄養と食生活 | 316 | 55.7 |
| 保育サービスを提供するために | 412 | 72.7 |
| 無回答 | 29 | 5.1 |
| 全体 | 567 | 100 |

図 8-7. 講習の内容

(6) 講習を修了するまでの期限

受講生がすべての講習の受講を修了するまでの期限を定めているかたずねたところ、定めているのは 119 センター (21.0%) にとどまり、ほとんどのセンターが期限を定めていなかった。

「期限を定めている」と回答したセンターに対し、具体的な期限をたずねたところ、「開催期間中」としているセンターが 45 センター (37.8%) と最も多く、次いで「開始から 1 年以内」としているのが 38 センター (31.9%)、「開始から 2 年以内」としているのが 20 センター (16.8%) となった。



| | 全 体 | 開催期間中 | 開始から 1 年以内 | 開始から 2 年以内 | 開始から 3 年以内 | 4 年以上 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|------------|------------|------------|-------|-----|-----|
| 件 数 | 119 | 45 | 38 | 20 | 6 | 1 | 8 | 1 |
| % | 100.0 | 37.8 | 31.9 | 16.8 | 5.0 | 0.8 | 6.7 | 0.8 |

図 8-8. 講習を修了するまでの期限

(7) 受講生が全項目を修了できなかった場合の対応

受講生が規定している講習をすべて受講できなかった場合、提供会員への登録手続きなどについてどのような対応をしているかたずねたところ、「未受講項目を受講するまで登録できない」としているのが 223 センター (39.3%) と最も多く、「とりあえず登録し、いずれ受講してもらう」としているのが 132 センター (23.3%)、「必修項目を受講していれば登録できる」としているのが 61 センター (10.8%) であった。

表 8-3. 全項目を修了できなかった場合の対応

| | 全 体 | 未受講項目を受講するまで登録できない | 必修項目を受講していれば登録できる | とりあえず登録し、いずれ受講してもらう | その他 | 無回答 |
|-----|-------|--------------------|-------------------|---------------------|------|------|
| 件 数 | 567 | 223 | 61 | 132 | 92 | 72 |
| % | 100.0 | 39.3 | 10.8 | 23.3 | 16.2 | 12.7 |

(8) 提供会員に対する講習を実施するにあたっての課題

提供会員に対する講習を企画・実施するにあたっての現状の課題として、以下のような内容があげられた。

【講習会受講の義務づけ】

- ・提供会員が講習を受けることを義務付けていないため、受講率が低い。しかし受講の義務づけは提供会員にとって負担が大きいためできない。
- ・入会後に講習会を受講する方法を取っているため、全員の講習会参加が難しい。援助を行う側である協力会員には知識を学び、自信をつけてもらうためにも多くの参加者に受講してもらえよう声掛けをしていく。
- ・未受講の項目を受講しないまま、活動を続けている人がいる。

【フォローアップ講習について】

- ・フォローアップ講習を開催したいと思うが、どのような内容にしたら良いかわからない
- ・フォローアップ研修開催時には、提供会員・両方会員全員に電話で参加を呼び掛けているが、援助依頼がないのに研修の参加要請を受ける負担感から退会の申し出が増えてきている。
- ・登録時には、1日間の講習を実施している。活動の条件としての講習時間が少ないので、活動をしながらのフォローアップ講座の充実が大切と思うが、参加者が少ない。
- ・全ての提供会員を対象としたスキルアップ講習を実施しても、参加する人が固定化してきている
- ・フォローアップ研修開催時には、提供会員・両方会員全員に電話で参加を呼び掛けているが、援助依頼がないのに研修の参加要請を受ける負担感から退会の申し出が増えてきている。

【講習の内容について】

- ・小児の救命救急を実施したいが、消防署には小児のプログラムがなく、民間だと講習料の関係で実現が難しい。
- ・講習の内容が実際の活動に活かせる内容となっているか、再度検討が必要である
- ・経験のない方が保育になれるために、実習に使えるような集団保育の場がほしい
- ・保育実習等の要望はあるが、受け入れ先が見つからない。

【講師の選定】

- ・講習の内容が専門的になりすぎず、ファミサポの内容や流れを理解しているうえでの講習講師を探すのが困難。
- ・講師を充実させたいが、予算不足で講師に支払う謝金などが捻出できない。
- ・小児科医が減少しており、小児科医の講師を確保するのが難しくなっている
- ・日赤や市消防本部の救急救命士さんに応急処置やAEDを指導していただくぐらいしか身近な講師の充てがない。
- ・講習への参加者が少ないため、講師を依頼しづらい
- ・講師の選択。事前打ち合わせは行うが、講演内容がアドバイザーの求めているものであるか心配。講演内容が的を得ていない。話し方に問題が感じられるときなど、改善を言い出しにくい（断られると別の方を探すのが困難である）。
- ・講師謝礼もほとんど出ないので市職員に講師を依頼。市内の身近な事例が聞けて良いのだが、講義に不慣れな場合もあり、講師によって講座の質にバラつきがある。

【講習の開催方法（回数・曜日・時間帯など）】

- ・提供会員・依頼会員いずれも仕事をされている方が多く、平日の昼間に講習を企画しても参加してもらえない
- ・できるだけ講習の参加人数が増えるための開催曜日や時間帯、開催期間の設定が難しい
- ・予算が限られているため、開催回数を増やすことができない

【参加者の確保】

- ・自治回覧、広報誌等で知らせているが、参加して下さる方が少ない。
- ・子育て中の方など一般の方まで対象を広げると参加者は増えるが、提供会員として登録するまでに至らない
- ・講習会の開催にあたり、広報誌等に掲載したり、市の関係機関にチラシを置いたり、ラジオでPRしているが、そのほかの方法があまりない。
- ・年齢や体力的な問題で、提供会員にふさわしくないとと思われる方の受講が増えてきている。ご本人の意欲も大切にしながらうまく気づいていただく手立てはないか。

【全てを修了するまでの期間】

- ・ 講習は年度ごとに開催しているので年度内に修了してほしいが、お忙しくて予定が合わず、年度を跨いでしまうことがある。
- ・ 講習期間内にすべてを受講できない場合、次年度の開催を待って残りの項目を受講することになるため、資格取得まで時間がかかってしまう。
- ・ 一回の講習で全部を受講することができず、次回以降に持ち越しとなっている人達に対して活動への意欲を持ち続けていただくためにはどのように働きかけていったらよいか⇒会員になって活動したいと思ってくださっても、全て受講するまでの間に意欲が低下し、その結果、最後まで受講していただけない＝会員になっていただけないというケースがある。

【受講者へのフォロー】

- ・ 登録時にあった気持ちが年月とともにモチベーションが低くなる。提供会員の立場からすれば、依頼もないのに講習会の意識が低くなるのも否めない
- ・ 未受講の項目を受講してもらった間、会員登録ができずに「やる気」をなくしてしまう会員もいる。
- ・ 収入につながらないことを前提としているが、そのうえでも勉強して取り組む意欲を持つ人は少ない。

【講習の共通化】

- ・ 他市町村のファミリー・サポート・センターで講習を受講した方が転入してきた場合の取り扱い。全国共通の研修内容にできないのか。

【厚労省からの事務連絡への対応】

- ・ 本年度から提供会員に対する講習受講を徹底・強化したところ、講習が受けられないことを理由に会員登録をあきらめるケースが増えてきた。また、既存の提供会員においても講習受講が不可能とのことで退会される方も出てきた。
- ・ 講習会の実施時間が24時間と大幅に増えたため、会員の負担にならないよう計画を組むことに苦労している
- ・ 長時間・長期間にわたる講習を企画すると参加者が増えないため、提供会員数の伸び悩みにつながっている
- ・ 現会員にも24hの講習を義務付けたため、「この機会にもうやめる」という会員が増え、提供会員の数が激減する見通し。

【その他】

- ・ 子育て中の方が受講することが増えてきて、託児サービスの必要性が出てきた。

9. 病児・病後児の預かりについて

9-1. 病児・病後児預かりの実施の有無

センターでの病児・病後児預かり活動の実施状況をたずねたところ、「病児・緊急対応強化事業」として実施していると回答したのが90センター（15.9%）であった（但し、平成23年度「病児・緊急対応強化事業」実施自治体は106市区町村（厚生労働省調べ、平成23年度ソフト交付金決定ベース）。「病児・緊急対応強化事業として申請はしていないが、以前から病児・病後児預かりを実施している」と回答したセンターは、103センター（18.2%）あった。

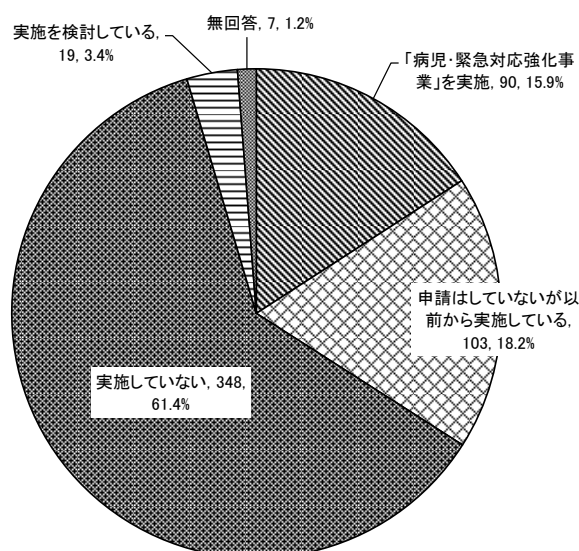


図9-1. 病児・病後児預かり活動実施の有無

9-2. 病児・病後児預かり活動の実施主体

9-1で病児・病後児預かり活動を実施していると回答した193センターに対し、実施主体を尋ねたところ、175センター（90.7%）が既存のファミリー・サポート・センターで基本事業と併せて実施していると回答した。

表9-1. 病児・病後児預かり活動の実施主体

| | 全 体 | 既存のファミリー・サポート・センター | 社会福祉協議会、NPO 法人等の民間団体 | 無回答 |
|-----|-------|--------------------|----------------------|-----|
| 件 数 | 193 | 175 | 15 | 3 |
| % | 100.0 | 90.7 | 7.8 | 1.6 |

9-3. 医療機関への受診の義務づけ

9-1で病児・病後児預かり活動を実施していると回答した193センターに対し、活動を行う前後に医療機関への受診を義務づけているかをたずねたところ、「義務づけている」のが136センター（70.5%）とほとんどであったが、「義務づけていない」センターも51センター（26.4%）あった。

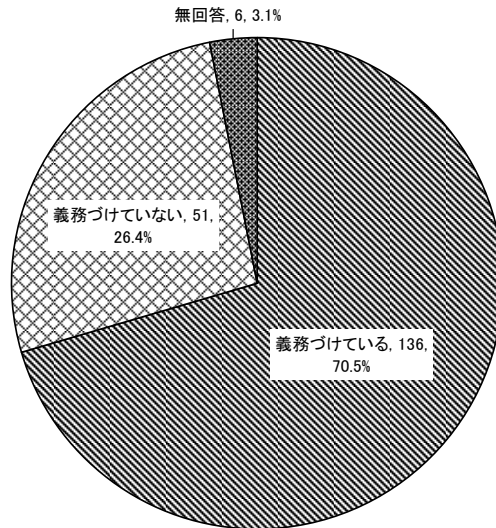


図 9-2. 活動前後の医療機関への受診の義務づけ

9-4. 病児・病後児預かり活動を行う提供会員への講習について

病児・病後児預かりの活動を行う提供会員に対して、活動前に基本事業での講習に加えて、追加講習を実施しているかたずねたところ、77センター（39.9%）が追加講習を実施していると回答した。

追加している内容をたずねたところ、「子どもがかかる疾患の主な症状と必要な看護方法」が69センター（89.6%）、「病児・病後児預かり活動のながれの説明」が64センター（83.1%）、「病中の子どもの観察方法」が56センター（72.7%）などとなった。

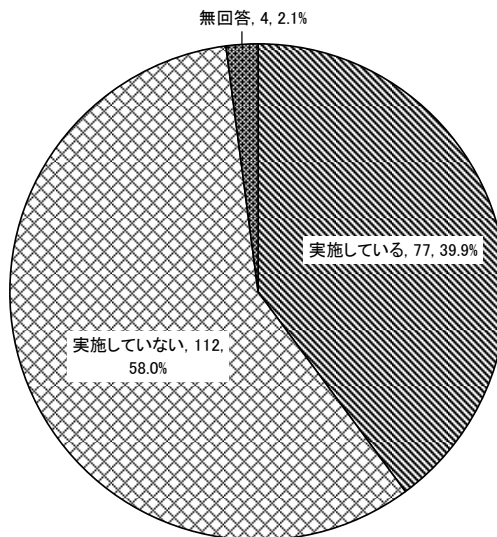


図 9-3. 提供会員への追加講習の実施

表 9-2. 追加した講習の内容（複数回答）

| 項目 | 件数 | % |
|------------------------|----|------|
| 子どもがかかる疾患の主な症状と必要な看護方法 | 69 | 89.6 |
| 症状が急変した場合の対応方法 | 55 | 71.4 |
| 病中の子どもの観察方法 | 56 | 72.7 |
| 薬の与え方 | 48 | 62.3 |
| 病児・病後児預かり活動のながれの説明 | 64 | 83.1 |
| その他 | 13 | 16.9 |
| 無回答 | 1 | 1.3 |
| 全体 | 77 | 100 |

9-5. 病児・病後児預かり活動を行う提供会員になるための資格要件

病児・病後児預かり活動を行う提供会員になるための資格要件を定めているかたずねたところ、19センター（9.8%）が「資格要件がある」と回答した。それに対し、具体的な資格をたずねたところ、「看護師」が9センター（47.4%）、「保育士」が8センター（42.1%）であった。「その他」の主な回答としては、「病児・病後児預かりのための講習を受講した者」が多かった。

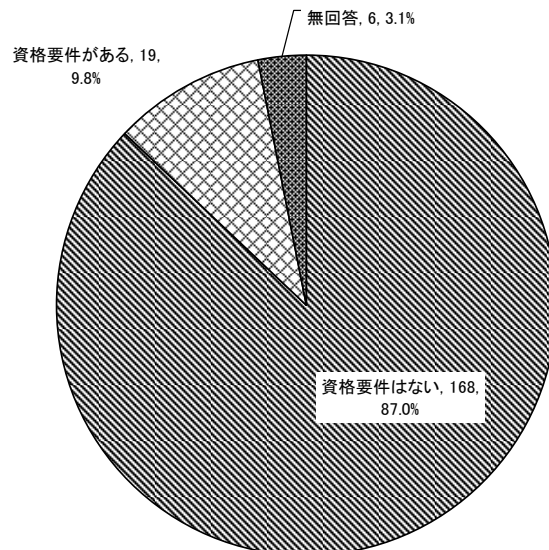


図 9-4. 病児・病後児預かり活動を行う提供会員になるための資格要件の有無

表 9-3. 資格要件の内容（複数回答）

| | 全体 | 看護師 | 保育士 | その他 | 無回答 |
|----|-------|------|------|------|-----|
| 件数 | 19 | 9 | 8 | 14 | 0 |
| % | 100.0 | 47.4 | 42.1 | 73.7 | 0.0 |

9-6. 医療機関への受診結果を明らかにする書類

医療機関への受診結果を明らかにする書類として何を採用しているかたずねたところ、「診断結果報告書(医療機関が、診断した結果を記入する書式)」としているのが 63センター（32.6%）と最も多く、次いで「診療情報提供書(提供会員が、医師の診断結果を聞き取り記入する書式)」が 31センター（16.1%）となった。「その他」の主な回答としては、「口頭で受診したことを伝えてもらう」こ

とや「病児依頼連絡票」などで対応しているというものであった。

表 9-4. 医療機関への受診結果を明らかにする書類

| | 全 体 | 各医療機関 の診断書 | 診療情報 提供書 | 診断結果 報告書 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|---------------|-------------|-------------|------|------|
| 件 数 | 193 | 4 | 31 | 63 | 49 | 72 |
| % | 100.0 | 2.1 | 16.1 | 32.6 | 25.4 | 37.3 |

9-7. 病児・病後児預かり活動の対象外としている病気

子どもの病気で、症状に関わらず病児・病後児預かり活動の対象としていない（お断りする）病気があるかたずねたところ、140センター（72.5%）が「ある」と回答した。

その具体的な病名についてたずねたところ、「腸管出血性大腸菌感染症」が99センター（70.7%）、「結核」が97センター（69.3%）、「インフルエンザ」が93センター（66.4%）、「感染性胃腸炎」が88センター（62.9%）となった。

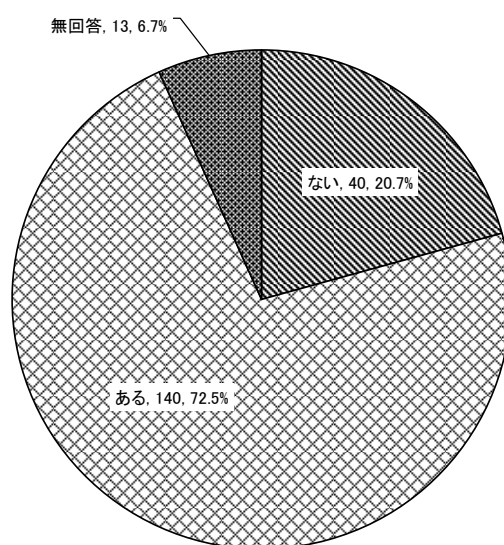


図 9-5. 病児・病後児預かり活動の対象外としている病気の有無

表 9-5. 病児・病後児預かり活動の対象外としている病気

| 全 体 | インフル エンザ | 麻疹 | 百日咳 | 流行性 耳下腺炎 | 風しん | 水痘 |
|-------|-------------|------|------|-------------|------|------|
| 140 | 93 | 66 | 61 | 49 | 51 | 48 |
| 100.0 | 66.4 | 47.1 | 43.6 | 35.0 | 36.4 | 34.3 |

| 全 体 | 咽頭 結膜熱 | 結核 | 感染性胃 腸炎 | 腸管出血 性大腸菌 感染症 | その他 | 無回答 |
|-------|-----------|------|------------|---------------------|------|-----|
| 140 | 54 | 97 | 88 | 99 | 67 | 2 |
| 100.0 | 38.6 | 69.3 | 62.9 | 70.7 | 47.9 | 1.4 |

10. 緊急時（活動中の事故や災害）の対応について

10-1. 緊急時の対応の取り決め（複数回答）

突然の事故や災害が発生した場合の対応として、事前に取り決めていていることがあるかたずねたところ、センターの運営主体である「自治体等への連絡方法」を取り決めていているのが391センター（69.0%）と最も多く、次いで「事故や災害状況の確認方法」を取り決めていているのが198センター（34.9%）、「会員同士の協議の調整手順」を取り決めていているのが119センター（21.0%）となった。

また緊急時のために、会員同士で事前に交換している情報があるかたずねたところ、「緊急連絡先」が538センター（94.9%）と最も多く、次いで「かかりつけ医の連絡先」が371センター（65.4%）、「保育施設等の連絡先」が325センター（57.3%）となった。

表 10-1. 緊急時の対応として事前に取り決めていている事項

| | 全 体 | 事故や災害状況の確認方法 | 自治体等への連絡方法 | 会員同士の協議の調整手順 | 再発防止のための取り組み | その他 | 無回答 |
|-----|-------|--------------|------------|--------------|--------------|-----|------|
| 件 数 | 567 | 198 | 391 | 119 | 104 | 25 | 107 |
| % | 100.0 | 34.9 | 69.0 | 21.0 | 18.3 | 4.4 | 18.9 |

表 10-2. 緊急時のために会員間で事前に交換している情報

| | 全 体 | 緊急連絡先 | 緊急避難場所 | かかりつけ医の連絡先 | 保育施設等の連絡先 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|--------|------------|-----------|-----|-----|
| 件 数 | 567 | 538 | 106 | 371 | 325 | 28 | 20 |
| % | 100.0 | 94.9 | 18.7 | 65.4 | 57.3 | 4.9 | 3.5 |

10-2. 緊急時ガイドライン等の備え付け

突然の事故や災害が発生した場合の対応をまとめたガイドラインやマニュアルを備え付けているかたずねたところ、109センター（19.2%）が備え付けているのにとどまっている。

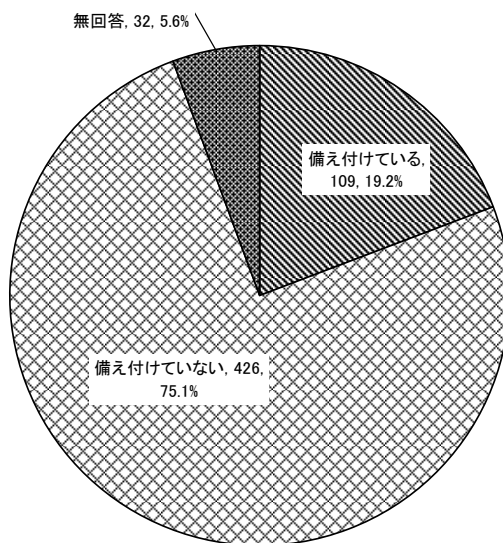


図 10-1. 緊急時ガイドライン等の備え付け有無

10-3. 災害（震災、台風、集中豪雨、竜巻等）が発生した際の運営上の課題（自由回答）

過去に災害（震災、台風、集中豪雨、竜巻等）が発生した際の、ファミリー・サポート・センターを運営する上での課題点についてたずねたところ、以下のような内容があげられた。

| | |
|--------------------|--|
| 活動時間の延長 | 依頼会員が帰宅困難者となり、活動時間が延長になってしまった。延長分の料金について取り扱いに悩んだ。 |
| | 依頼会員が帰宅困難者となり、宿泊を伴う活動となってしまった。延長分の料金について取り扱いに悩んだ。 |
| 活動の継続困難 | 活動場所に行くまでの経路にある橋が壊れてしまったため、活動ができなくなった。 |
| | 震災発生当初は、ガソリンの購入が困難となったため、送迎のみの活動は断らなければならなかった。 |
| 緊急連絡先の確認 | 緊急連絡先や避難場所、災害伝言ダイヤルの利用方法など、事前知っておく必要性を感じた。 |
| 学校・保育園等の対応との連携 | 地震発生直後、予定通り児童クラブへ迎えに行ったところ、子どもは学校で待機していなかったため、活動ができなかった。 |
| | 震災直後に保育施設への迎えと預かり活動を行った提供会員が多くいたが、保育施設にいるほうが安心かもしれないと感じた。 |
| マニュアル・ガイドライン作成の必要性 | 災害発生時は、各会員が適切な判断をして安全に活動してもらえたが、今後緊急時の対応方法を定めたマニュアルなどの整備が必要だと感じた。 |
| 活動中止の判断基準 | 活動前に震災があった場合、活動を中止にすべきかどうか、その判断基準が分からない。 |
| 活動に関する情報の把握 | 停電となったため、当日の活動予定をパソコン上のデータで確認することができなかったため、手書きの活動予定表で確認した。 |
| 連絡手段の確保 | 電話がしばらくつながらず、当日打合せや翌日の活動中止についての連絡ができなかった。 |
| | 携帯電話、固定電話、インターネット全てが普通となったため、会員の安否確認ができなかった。 |
| | 携帯電話、固定電話はつながらなかつたが、携帯メールはかろうじてつながったようなので、後日会員に携帯メールの連絡先を提出してもらった。 |
| | 携帯電話が一切つながらなかつたため、今後会員登録の際、緊急連絡先に必ず固定電話の連絡先を最低1件は記入してもらうようにした。 |
| | 電話連絡が取れなかつたため、当日の活動の様子が確認できなかった。施設への迎え等については職員が直接出向いて確認した。連絡が取れない場合、どこまで対応すべきかを検討する必要がある。 |
| 学校・保育園等の対応との連携 | 学校・園によって（公立・私立でも違う）休校・休園の基準が違うので、活動がキャンセルとなるかどうかの把握が難しかった。 |
| | 学校の下校時間が急に変更となった時に、依頼会員への連絡方法が問題になった。 |
| | 警報が発令されたことを知らなかつたり、発令されても活動を行おうとする会員がいる。警報が発令されたことをどのように取り扱うか、またどうやって会員に連絡するかが課題。 |
| キャンセル料の発生について | 天候の悪化により、学校の休校や、放課後児童クラブの閉鎖、習い事教室のお休みなどになって活動自体が不可能となった場合、キャンセル料はどのように取り扱うか迷った。 |
| | 集中豪雨の際、保護者の判断で当日活動をキャンセルした。このようなやむを得ない事情でのキャンセルの場合、キャンセル料が発生すべきかどうか。 |
| | 警報発令時に活動のキャンセルをした場合、現在の会則では依頼会員からのキャンセルの場合はキャンセル料が発生するが、提供会員からのキャンセルの場合はキャンセル料が発生しないことになってしまう。この矛盾について今後検討していく必要がある。 |

11. 利用料金の補助について

11-1. 利用料金補助の実施有無

ファミリー・サポート・センターを利用する際に、利用料金の補助を行っているかをたずねたところ、114センター（20.1%）が実施していることがわかった。

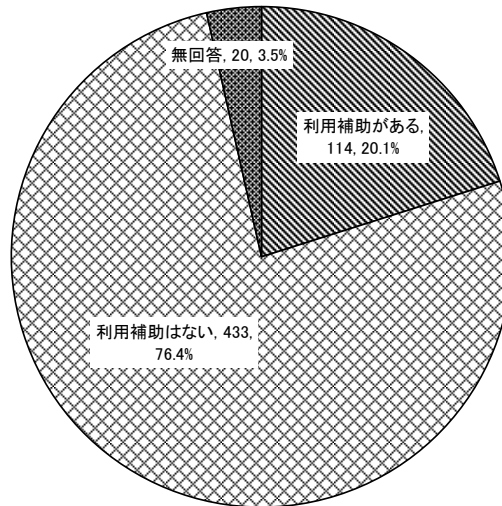
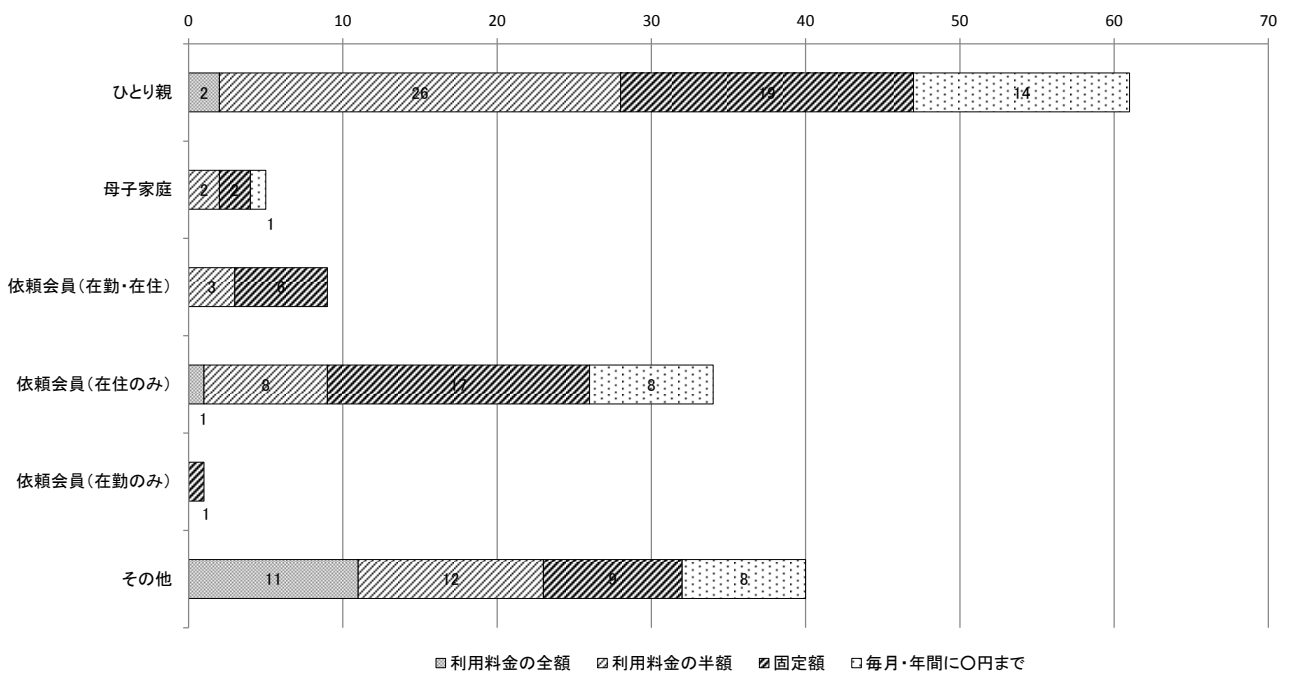


図 11-1. 利用料金補助の実施有無

11-2. 利用料金補助の対象者と補助割合（複数回答）

利用料金補助の対象者や割合をたずねたところ、「ひとり親家庭」への利用補助を行っているのが61センターと最も多く、補助割合は「利用料金の半額」としているのが26センターと多かった。次いで「依頼会員（在住のみ）」への補助を行っているのが34センターあり、補助割合は「固定額」としている割合が高かった。



| | 利用料金の 全額 | 利用料金の 半額 | 固定額 | 毎月・年間に 〇円まで | 小計 | 無回答 |
|-------------|-------------|-------------|-----|----------------|----|-----|
| ひとり親 | 2 | 26 | 19 | 14 | 61 | 61 |
| 母子家庭 | 0 | 2 | 2 | 1 | 5 | 110 |
| 依頼会員（在勤・在住） | 0 | 3 | 6 | 0 | 9 | 105 |
| 依頼会員（在住のみ） | 1 | 8 | 17 | 8 | 34 | 83 |
| 依頼会員（在勤のみ） | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 113 |
| その他 | 11 | 12 | 9 | 8 | 40 | 76 |

図 11-2. 利用料金補助の対象と補助割合

表 11-1. 利用料金補助の申請方法

| | 全 体 | 依頼会員が 自治体に申請 | 提供会員が 自治体に申請 | 依頼会員が センター経由で 自治体に申請 | 提供会員が センター経由で 自治体に申請 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|------|-----|
| 件 数 | 114 | 41 | 9 | 25 | 25 | 13 | 4 |
| % | 100.0 | 36.0 | 7.9 | 21.9 | 21.9 | 11.4 | 3.5 |

11-3. 自治体による「子育て応援券」等の発行について

自治体を実施する子育て支援事業等のサービスを利用する際に使用できる「子育て応援券」等を発行しているかたずねたところ、「自治体が発行し、ファミサポで利用できる」のが 20 センター（3.5%）で、「自治体が発行し、ファミサポで利用できない」のが 57 センター（10.1%）であった。

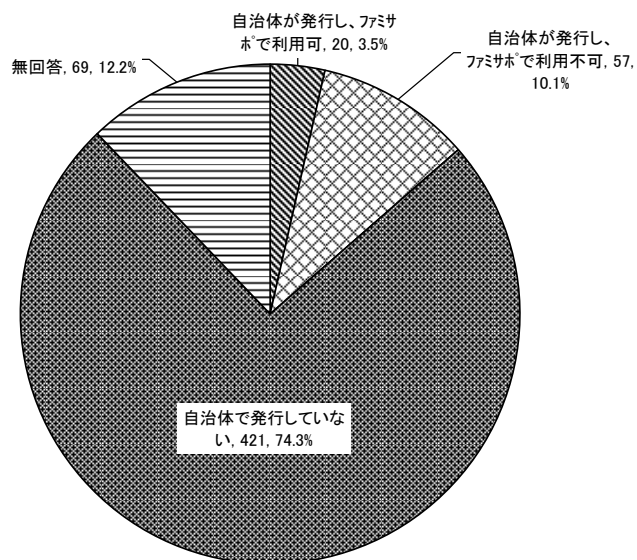


図 11-3. 子育て応援券等の発行有無とファミサポでの利用可否